

2008年度(社)日本体育学会体育社会学専門分科会

基調講演及びシンポジウム採録

「日本のスポーツ政策の課題と展望」  
—新スポーツ法の制定をめぐって—

1. 開催日時 2008年9月11日(木)(8:50~12:00)
2. タイムスケジュール  
8:50 開会  
9:00~10:00 基調講演  
10:00~12:00 シンポジウム
3. 会場 早稲田大学7号館(参加者数220人)

(社)日本体育学会体育社会学専門分科会

研究委員会

2009年3月31日

正 誤 表

頁	誤	正
41 頁・16 行目	国民国家最高	国民国家再興



## 目 次

■2008年度(社)日本体育学会体育社会学専門分科会	1
基調講演及びシンポジウム 趣旨及び概要	
■基調講演	3
「日本のスポーツ政策の課題と展望」 山本 浩 (NHK 放送局解説委員)	
■シンポジウム	20
「日本のスポーツ政策の課題と展望」	
—新スポーツ法の制定をめぐって—	
●スポーツ政策論の視点から	
山本真由美 (東京オリンピック招致委員会)	
●体育社会学の視点から	
川西正志 (鹿屋体育大学教授)	
指定討論者 佐伯年詩雄 (平成国際大学教授)	
コーディネーター 松尾哲矢 (立教大学教授)	
■配布資料	52



2008年度(社)日本体育学会体育社会学分科会 基調講演及びシンポジウム

「日本のスポーツ政策の課題と展望」－新スポーツ法の制定をめぐって－

**1. 開催日時** 2008年9月11日(木)(8:50～12:00)

**2. タイムスケジュール**

8:50 開会  
9:00～10:00 基調講演  
10:05～12:00 シンポジウム

**3. 会場** 早稲田大学7号館(収容人数260人)

●提案趣旨

わが国における近年のスポーツ政策は、主に1961年に制定されたスポーツ振興法を根幹法として展開されてきた。2000年に策定されたスポーツ振興基本計画もスポーツ振興法を根拠法としており、子どもの体力低下、生涯スポーツ社会の実現、国際競技力の向上を柱として展開されているところである。

そのような中、国民のスポーツ活動の多様化にむけた方策の必要性、国際競技力の向上、少子高齢社会における子どもの体力低下や高齢者の健康の維持と生きがいの創造にむけた運動やスポーツの重要性等へのさらなる政策の必要から、2007年8月に「スポーツ立国調査会」が設置され、『新スポーツ法』制定の検討が活発化している。この法律がどのように改訂されるのかによって今後の日本のスポーツをあり方、方向性を根幹から転換させる可能性がある。また調査会は、スポーツ振興を担う行政機関として『スポーツ庁』構想を打ち出しており、平成21年度の設置を目指している。

このような動きは日本のスポーツ政策が大きな変換期にあることを示唆するものであり、今こそ今までのわが国のスポーツ政策を体育社会学的な観点から評価しつつ、新スポーツ法の制定やスポーツ庁構想を中心にこれからのスポーツ政策のあり方を多角的に検討する必要がある。

そこで本シンポジウムでは、主に『新スポーツ法』の制定、『スポーツ庁』構想を中心に日本の現代的なスポーツ政策の課題と展望について検討することを目的とする。

■基調講演 「日本のスポーツ政策の課題と展望」

山本 浩 (NHK 放送局解説委員)

現在の日本のスポーツ政策の動向と「スポーツ立国調査会」の議論を踏まえて、『新スポーツ法』の制定に向けた基本的な論点、方向性、『スポーツ庁』設置に向けた動向等について見解を示し、わが国のスポーツ政策の課題と展望についてジャーナリズムの視点で検討する。

■シンポジウム

●スポーツ政策論の視点から 山本真由美 (東京オリンピック招致委員会)

日本と英国のスポーツ政策の国際比較研究をもとに日本のスポーツ政策の政策論的課題を明らかにするとともに、『新スポーツ法』制定、『スポーツ庁』構想をめぐる現代的スポーツ政策の課題と展望について検討する。

●体育社会学の視点から 川西正志 (鹿屋体育大学教授)

戦後日本のスポーツ政策研究の動向と課題について体育社会学の視点で分析、俯瞰するとともに、現代的スポーツ政策課題としての『新スポーツ法』制定、『スポーツ庁』構想等の位置づけと意味づけについて社会学的にアプローチし、今後の日本のスポーツ政策の課題と展望について検討する。

指定討論者 佐伯年詩雄 (平成国際大学教授)

コーディネーター 松尾哲矢 (立教大学教授)

■ 基調講演

「日本のスポーツ政策の課題と展望」

山本 浩（NHK 放送局解説委員）



## 基調講演

「日本のスポーツ政策の課題と展望」

NHK解説副委員長 山本 浩 氏

北村 きょうは朝の早い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、体育社会学専門分科会・基調講演を始めたいと思います。私は基調講演の司会を務めさせていただきます、鹿屋体育大学生涯スポーツ推進センターの北村です。どうぞよろしく申し上げます。

基調講演を始めるに当たりまして、皆さんにおわびとお知らせがございまして、この基調講演の時間が、大会事務局と分科会事務局とのやり取りの行き違いがありまして、プログラムに記載されなかったという事態がございました。きょうお話しいただく山本さんにも御迷惑をおかけいたしましたし、9時に会場に来られない方がいらっしゃることを思うと心苦しいのですが、プログラムの都合上、どうしても進めざるを得ませんので、始めさせていただきます。

もう1点、こちらはお知らせになりますが、基調講演の演者としてプログラムに記載されております、松浪健四郎衆議院議員（文部科学省副大臣）は、皆さんも御存じのとおり少し前に福田総理が辞任を表明いたしまして、現在、自民党は総裁選挙に向けていろいろな動きが活発化しているようです。その福田首相辞任のニュースの後、松浪議員の秘書の方から事務局に、「総裁選挙に入るので基調講演を勘弁願いたい」という御連絡がございました。いろいろなお話が期待されていましたが、仕方がないだろうということで、松浪議員はキャンセルとなりました。松浪議員から電報をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

「第59回日本体育学会の御盛会を心よりお祝い申し上げます。自民党総裁選のため出席できず、まことに申しわけございません。関係者各位の御尽力に敬意を表しますとともに、実り多き会になりますよう祈念いたします。衆議院議員 松浪健四郎」

この松浪議員のキャンセルを受け、急遽、専門分科会の会長、事務局と研究委員会で対応を協議いたしまして、今回、シンポジウムの委員長として登壇をお願いしておりました、NHK解説委員の山本浩さんに急遽、基調講演の演者をお願いしましたところ、急なお願いにもかかわらず御快諾をいただきました。

今回、山本さんをお願いいたしましたことには幾つか理由がございまして、第1次スポ

スポーツ立国調査会の内情に大変お詳しいということ、2番目に、海外のスポーツ事情に大変お詳しいということ、第3に政治・行政的な視点から距離を置いてお話をいただけるということ、我が国のスポーツ、体育について、歴史的な背景について精通されていること等々で、山本さんをお願いいたしました。

また、今回のシンポジウムの演者をお願いしておりましたことから、このシンポジウムの方向性を十分に理解していただいていることでもありますので、基調講演でお話いただくことで、この後のシンポジウムも円滑に流れていくのではないかと考えております。

それではここで山本さんの系譜を紹介いたします。

1953年、島根県松江市の出身です。東京外国語大学ドイツ語学科を卒業後、NHKにアナウンサーとして入局されました。福島放送局、松山放送局、東京アナウンス室、福岡放送局などで勤務し、2000年6月から解説委員を兼務、2005年6月から解説委員室の所属です。

その間、スポーツ担当アナウンサーとしてサッカー、アルペンスキーが専門でした。FIFAワールドカップは86年のメキシコ大会から2002年大会まで実況を担当。また、ドイツ大会では日本戦のプレゼンターをしています。オリンピックの放送に関しては、88年のカルガリー大会から冬季・夏季の大会の実況を経験されています。

アナウンサーとしての仕事以外に、いろいろな不祥事で激震が走っております日本相撲協会の再発防止検討委員会、文部科学省のスポーツ指導者の養成・活用に関する調査研究協力者会議、東京国体基本構想専門部会、日本サッカー協会のW杯招致検討委員会などの委員もお務めです。

これからお話をお聞きいたしますが、自民党の政務調査会、スポーツ立国調査会がことし6月にスポーツ立国ニッポンを目指して、国家戦略としてのスポーツの報告をまとめております。昨年10月から審議が重ねられてきたようですが、その審議の過程をメディアのお立場で見守ってこられました。この立国調査会の報告の中には、新スポーツ法の制定、スポーツ省あるいはスポーツ庁の設置がうたわれております。

これからの基調講演では、その新スポーツ法の制定、スポーツ省（庁）の設置という議論に入っていったあたりのお話もいただけるということですので、そのあたりを踏まえまして、我が国のスポーツ政策の明るい展望の話に結びつけていただければいいかと思っています。

それでは山本さんにお話をいただきます。大きな拍手でお迎えください。

山本 お招きいただきましてありがとうございました。特に順天堂大学の北村薫先生、立教大学の松尾哲矢先生にはいろいろ御協力をいただきました。

何しろ放送屋ですので、余り学問的に仕分けたものはございません。放送と大学の先生との一番大きな違いは、我々は何かえさをついばんでは歩くようなところがあります。先生方の、いろいろ研究をされて、1つ筋を通して、ということとは違ったところがありますが、ぶしつけなところもありまして、いろいろ裏をかいくぐったりいたしますので、きょう私が話す内容は必ずしも世論とは合致しないかもしれませんが、私なりの見方を提示していきたいと思います。

最近、大相撲の方でいろいろなメディアの人と話をしているのですが、悲しいことに、口をついて出るのが、最初に「申しわけありません」という言葉です。別に私が不祥事のリーダー役ではないのですが、一緒にいる部屋の親方たちも頭を下げて、「具合の悪いことばかりだ」ということを言っています。それでも少し状況が変わりましたので、相撲界も徐々によくなっていくのではないかという期待は抱いています。

#### [スポーツ政策の転換]

まず、今回のこの一連の動きの中で、底辺としては、スポーツ振興法が時代に合わなくなったという主張をされている方がいます。なかには、今でもスポーツ振興法で十分にやれるのだという意見の方もありますが、これが1つのきっかけになっているようなところもあると思います。

もう1つは、国のスポーツ政策の方向性を打ち出す保体審での考え方が反映されているのだという見方、さらには官僚による政策決定に対する抵抗が、国会議員あるいは政府の閣僚の中にも生まれ始めて、そろそろ文部科学省体育局主導のスポーツ政策と縁を切る時代に来ているのではないか、という考え方をする方もあります。

#### [政策に現れたスポーツ]

スポーツ振興基本計画（2000年9月13日）が06年9月21日に改訂されました。大まかな内容で申し上げますと、スポーツ振興を通じた子供の体力向上方策、これは改訂版の方で順番が最初の部分と変わってきましたけれども、生涯スポーツ社会の実現のための環境整備が2つ目に据えられています。この中身は、週1回のスポーツ実施率を50%にというものです。

さらに3つ目に、国際競技力の総合的向上方策です。2000年の段階ではこれが上に来ていましたが、実はアドバイザリーボードの中で少し議論になりました。その目標は、メダル総数の3.5%です。ことしの北京オリンピックでいいますと、302種目ですから906かと思えますと、実はそうではない。現実はまだ少し多くなります。敗者復活戦で上がってくる人が銅メダルを取ると、銅メダルが2つというケースがあるからですけれども、細かなことは言わずに、この北京の大会でいいますと32個を取ると3.5%達成でしたが、25で、及ばなかったということです。

#### 「21世紀における国民健康づくり運動」

現在、盛んにスポーツが健康とのかかわりできまざまに取り上げられるようになってきましたが、厚生労働省の施策の中にあります。その21世紀における国民健康づくり運動といいますのは、健康日本21というタイトルで平成12年4月に施行されております。ここには「……レジャー活動や運動・スポーツなど、全ての身体活動が健康に欠かせない」という文言が出ております。

この健康日本21は改訂され、ことし4月に新しくなりました。そこに入ってきた文言が「多様な分野における連携」ですけれども、「総合型地域スポーツクラブを使おう」と、厚生労働省が少し踏み込んできています。かつての厚生労働省の政策は、「スポーツ」という言葉はほとんど使わず、「運動」という言葉しか使わないところがありましたけれども、このところにわかにかつての省庁間の壁を乗り越えてくるような文言が出てき始めました。

さらに平成19年には新健康フロンティア賢人会議がつくられました。これを主催しているのは内閣官房ですけれども、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農水省、経済産業省など、さまざまな省庁から集まっています。そのほかに子どもの体力向上国民運動が平成15年度から文部科学省の主導で行われておりますが、財団法人がかかわっている運動です。

スポーツあるいは運動にかかわるさまざまな施策がこのところ目につくようになってきましたけれども、文部科学省がスポーツ振興計画でつくったものがとらえているエリアと、厚生労働省あるいは内閣府が始めているこれらの施策には、重なっていないところがあります。

今回の取り組みは、超党派による取り組みです。「スポーツの振興に関する国の取り組みを含めて、スポーツ振興法の改訂、スポーツ庁の設置が急務である」——これは私どもが参加しましたアドバイザリーボードの会議の中で、麻生太郎プロジェクトチーム会長が発

言した言葉です。議員立法を目指す、というふうにしています。この議員立法を目指すのは、省庁の合意をとりにくい事項に関して行うときだということが、遠藤利明事務局長の説明でした。

#### [政党のスポーツ政策]

実はこの超党派の話し合いが始まる前あるいはこれと前後して、各政党がそれぞれスポーツに関する施策をそれぞれのホームページに載せています。すべての政党のホームページにあるわけではなく、ホームページだからということでしょうけれども、関心のないような政党もあるようです。

自民党の機関誌である『自由民主』（2001年9月18日）には、「オリンピックのメダル倍増計画」という内容の記事が載っています。「金メダルが健康増進に一役買う、メダルを1つでも多く取ることが国民のスポーツへの関心を高め、広い意味での健康増進へとつながる」という論調です。

そして、夢と希望を与える日本選手の活躍ということで、健康で明るく活力ある生活を送ることが求められる、ヒーローの影響を受けた子供たちが生涯にわたってスポーツに親しむことで、明るく豊かで活力ある社会の形成につながる——今回のスポーツ立国調査会の報告の基礎になるような話があちこちに散りばめられている、という感じがします。

さらに、ニッポン復活のシナリオが完成する、あるいはスポーツは健康を増進させるだけではなく、世界の人々との相互理解を一層深めることに資する、そして年間医療費30兆円を超える健康問題が大きくなっている——こういうことから、スポーツ重視する背景を語っています。

さらに平成18年5月9日、競技スポーツ強化委員会が自民党内で開かれていますが、そこにはJOCの竹田恒和会長が招かれ、「メダル獲得増は施設・資金面の充実が大きい」と、アテネオリンピックについて、充実を指摘しています。さらに2016年夏季オリンピック招致については、「国の財政面のサポートがあることが重要な参考基準になる」と、自民党の委員会で話をしています。

皆様のお手元にもわたっておりますスポーツ立国調査会ですが、国家戦略としてのスポーツ中間報告を上梓したのが、6月10日のことです。これは細かく御紹介しませんが、エッセンスだけを載せております。後ほどごらんいただければと思います。

一方、民主党はスポーツ政策（INDEX2005）ということで、民主党の考えるスポーツ政

策が出てきます。「従来のスポーツ行政を抜本的に見直し、地域の自主的・主体的取り組みを基本としたスポーツ政策を確立します」となっています。

地域密着型クラブスポーツの振興、高齢者スポーツの振興、さらに障害者スポーツの振興、スポーツ医学振興政策、学校施設の開放と複合利用の推進、校庭の芝生化、国際交流の推進——民主党が主張しているものの中には、ここで見る限りあまり競技スポーツに力点を置いたものは感じられません。ここに自民党との政策の違いを見せようとするのか、あるいはそちらの方が重視されるべきだという主張なのか、というところだと思います。

公明党は、2007年6月14日のマニフェストで、10番目の項目に「スポーツの振興」を掲げています。地域のだれもがいつでも気軽に利用できる総合型地域スポーツクラブの設置を強力に推進——これもほかの政党が語っていることとそれほど大きな違いではありません。

そして、生涯スポーツ社会の構築や国際競技力の向上、スポーツ観戦の推進など、総合的なスポーツ振興政策の充実を目指し、「スポーツ庁（仮称）」の設置を提案します。今、政権党でありますから、こうした点では自民党との間で全く変わっていないという見方もできると思います。

日本共産党は、「264億円の膨大な借金を抱えたサッカーくじや自民党も憂慮する180億円程度のスポーツ予算では、選手強化はもちろん、生涯スポーツを推進する施設や指導者の養成もままなりません。80年代初頭には社会体育施設整備費補助だけで118億円ありましたが、今は項目もありません。スポーツ選手・愛好者と一緒になって、国会内外でスポーツ振興のための予算の大幅増額を求めていきたい」と言っています。

共産党は、「自民党も憂慮する118億円程度ではどうにもならないではないか」と、アクセラートしている感じがあります。その意味で言いますと、超党派の今回のこうした提案が、ある意味では各党の中に合意する人たちがかなりあるのだ、という想像をすることができます。

#### [今回の議論の大枠]

新しい法律をつくる——これは河野座長が提案された項目だけを取り上げましたが、「改訂ではなく制定である」という主張です。そして、スポーツ振興法なのか、スポーツ基本法、もしくはスポーツ法かという議論をしなければいけない、また、理念法か実践法かを明確にする必要もある。さらに、スポーツ庁あるいはスポーツ省は文部科学省の中に

設置するのか、内閣府の中に置くのかという議論もしなくてはならない。

「学校体育の位置づけについて」という項目では、さらに厚生労働省との関係、これは医療費、パラリンピック、健康スポーツ、運動、指導者資格等の問題です。そして経済産業省との関係、さらに統括組織の問題、そのほか地域の活性化などを、このアドバイザリーボードの中で話し合っていくということが、1つの方向性でした。

#### [時間設計]

重要なことは、時間設計です。考えられている時間設計は、2008年10月末から12月初旬の臨時国会にて新スポーツ法の制定を行いたいということが当初の希望でしたが、よもやの福田総理大臣辞任で、随分状況が変わってきたのではないかと思います。

その願望は、「2009年通常国会でスポーツ立国宣言を行い、2009年の骨太の方針にスポーツ庁（省）設置のための概算要求を盛り込みたい」とありますが、来年の1月に行われる予定の通常国会は、恐らく年金、医療、高齢者の問題が中心になり、こちらへ来ないのではないかという心配が、関係者の間ではやや強くなってきています。

そして2010年、スポーツ庁（省）を設置できればというのが、この一連の中での時間設計でした。私は過去形で申し上げておりますが、この2009年のスポーツ立国宣言、ここを記憶しておいていただきたいのです。

#### [大きなきっかけ]

車がエンジンをかけ、さあ、ギアを入れてアクセルを踏む、そのアクセルの働きをしたのが、1つには教育再生会議の第三次報告があります。2007年12月25日、安倍内閣の設置機関でしたが、検討を開始すべき事項の5番目に、「国のスポーツ振興策のあり方（スポーツ庁の創設など）」と、はっきり方向づけをしています。

随分前になりますが、87年4月の臨調審、土光敏夫委員長がいらっしゃいましたが、この臨時行政調査会の中で、実は教育改革に関する第3次答申がありました。この中でもやはりスポーツ庁について言及されています。さらにさかのぼって1982年2月の衆議院文教委員会で、新潟県選出の社会党木島喜兵衛代議士が、「答弁は求めません」と言いながら、「スポーツ庁の設置は考えていないのか？」という議論をしています。

こうして見てみますと、スポーツ庁、あるいはスポーツ省に対する言及はいろいろなところで行われてきた可能性があるかと、私は思っております。

[具体的なきっかけ]

このタイムスケジュールの中で、一体、なぜ急いでいるのか。先ほど申しあげました 2009 年スポーツ立国宣言、そしてその中でこのスポーツ振興法をもってきたか、そういう希望が強いようですが、最大のきっかけは東京都のオリンピック招致であろうと、私は推測しています。

2016 年のオリンピック招致は、来年の 10 月上旬にデンマークのコペンハーゲンで行われますけれども、その段階までにスポーツ立国宣言をして、国が国内のスポーツに関して大きな責任を負うのだということを内外に知らしめたい。それによって、日本がオリンピック、あるいは大きな大会を招致するときに障害になってくる経済的なバックアップを確約することをねらっていると見えます。

もう 1 つ、2013 年にオリンピックが決定されますが、実は 2013 年夏に東京都国体があります。2013 年の東京都国体は多摩・島しょ部を中心とした国体です。都区部は、施設は幾つか使われますけれども、中心ではありません。

私は東京都国体の基本構想専門委員会の委員長をしていますが、その基本構想の中に、「オリンピック・ムーブメントを推進する」という 1 行が入っています。国体が行われる頃にはもう決着しているはずの 2016 年五輪なのになぜか。そこに隠されている思いがあるからです。「2016 年誘致に失敗したら、2020 年大会に改めて立候補するのだ」ということです。つまり、東京都のねらいの 2 番目、あるいは第 2 志望は、2020 年の東京にオリンピックです。

もともと石原慎太郎東京都知事は、「2020 年でいいんだよ、その前に 1 回手を挙げて名を売っておこう」というのが最初の発言でした。それが今、大きく方向転換をして、2016 年 1 本で進んでいますが、本音を返すと、裏表紙には「2020 年」が必ず載っているのです。それよりも今は、とりあえず 2016 年のためには来年 10 月までに何としても、という思いがあります。

もう 1 つは、ラグビー W 杯招致です。2005 年の招致活動で、森元総理大臣が一生懸命に世界を回ってアピールしましたが、結果的にわずかの差でニュージーランドに敗れてしまいました。このラグビーの W 杯が敗れたことに日本のラグビー界は非常に大きなショックを受けましたし、アマチュア・スポーツ界でもショックを受けた人が多かったと思います。W 杯招致に負けたすぐ後、「次、立候補する」という言葉が幹部から出ています。



そのラグビーW杯招致の失敗の最大の理由は、やはり日本政府の経済的なバックアップが保証されていなかったことに尽きると分析しています。経済的な保証ができるようにするための、日本国内のスポーツの体制を変えなければいけない、という非常に強い要求があるのではないかと。なぜならば、2009年7月、ラグビーのW杯開催地が決定するからです。

それも2015年、2019年の2大会を決めると言われています。オリンピックは7年前に1つの大会しか決めませんが、ラグビーのW杯は15年、19年の2大会分を決めるとなりますと、それは早くやりたいだろうと思うのです。

もちろんラグビーのW杯が日本に来て、ラグビーに対する関心、あるいはいろいろな意味でのスポーツに対する振興策が進むことを、私は決して喜ばないわけではありません。恐らく多くのメディアも、そうしたビッグイベントが来ることで、そのメディアとしての仕事ができるという思いはあろうかと思えます。

今回、スポーツ振興策の見直し、あるいはスポーツ法の制定、あるいはスポーツ省設置に向かう中で、鍵になるのはこの2つの大きなイベントではないでしょうか。

[もう1つのきっかけ]

これは公益法人制度の改革です。平成20年12月1日から5年間で移行しなければなりません。公益社団法人・公益財団法人になるのか、その場合には、公益認定等委員会等による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、公益認定の取消があります。この公益認定等委員会は、内閣府の中にあります。

この内閣府の中にできている公益認定等委員会によって厳しいチェックを受けて、今、ある財団法人、社団法人、もちろんスポーツだけでなくいろいろな省庁、あるいは地方自治体に財団法人、社団法人がありますが、そこが、自分たちはどうするのか、公益性を重視して「公益」を求めるか、あるいはこのほかに一般の社団法人、一般の財団法人という資格に移行することもできます。その場合は登記だけですみ、ゆったりと、どうぞ、好きにやってくださいとはなります。

公益社団法人・公益財団法人になったときは財政の優遇措置、寄附に対する新しい見方など、いろいろなメリットがあると、今は考えられています。ただし、この公益認定等委員会による審査が内閣府であるということはどういうことかといいますと、現在、文部科学省傘下にあるスポーツ系の財団法人、社団法人はすべて内閣府のチェックを受けるということです。文部科学省からは離れてしまいます。「行政庁による勧告」のこの「行政庁」

とは内閣府のことを言い、文部科学省ではないのです。

つまり、文部官僚にしてみますと、自分たちがこれまで懐の中に入れていた財団法人、社団法人が逃げていってしまうということです。となると、このままでは文部科学省の仕事としては、学校体育に関する仕事、あるいは生涯スポーツに関する仕事、競技スポーツに関する仕事が、自分の手の中からすると内閣府に行ってしまう可能性があります。

これをどうするのかということは、恐らく文部科学省の官僚の中では大きな課題になっていると思います。

スポーツ界の基盤整備という意味で言いますと今、世の中はオリンピック競技の一人勝ちです。IOCの経済基盤、2008年版を見ると驚きます。これはIOCの『マーケティング2008』に登場するIOCの経済的なバックグラウンドです。トータルが紫の上の線ですから、日本円でおおよそ7千億円を稼いでいます。そのうち放送権料は下から上に上がってくる灰色の部分、一番下がTOP、オフィシャル・パートナーのスポンサーによるお金、トータルで7千億円を超えるお金がIOCに入ります。

では、IOCはこれを実際にどのように使っているのか。実はその使い方は、「意外に気風がいいな」という感じです。IOCの収入は92%を世界のNOC、205に分けています。残りの8%を、IOCの人件費、イベントなど、IOC自身で使っています。日本には一体幾ら来ているかということ、意外に少なく、1億円あるかないかです。7千億円の92%はものものすごい額だと思いますが、日本に来ているのはそのぐらいです。

なぜそういうことが起こるかといいますと、1つにはアメリカ・オリンピック委員会に莫大なお金が入ります。NBCという放送局が払う放送権料の10%が、IOCからアメリカのオリンピック委員会にキックバックされるシステムがあると言われていています。NBCは2千億円払うとすれば、IOCのお金の中から200億円が再びUSOCに戻る仕組みになっています。

ちなみに今、メジャーリーグ・ベースボールは、NBCは基本的に放送していません。アメリカではESPNという放送局が放送し、NBCはESPNの1つの看板であるメジャーリーグ・ベースボールに対して、むやみに取り上げたりしないのです。NBCの中で放送されるメジャーリーグは、例えばプレーオフやワールドシリーズが無料で使える——ある特定の権利を持って放送局は、いろいろな放送局の中に2分なり3分のサマリーを無料で提供するという契約をお互いに結びますが、そのサマリーを出すだけです。

そうすると、オリンピックの中にMLBのトップ選手が加わった野球が戻ってくるかと

いうと、NBCはほとんど関心がない。数千億円の放送権料を払ったNBCがそういう姿勢では、オリンピックの中に野球が、メジャーリーグ・ベースボールのプレイヤーを含んで戻ってくる可能性はきわめて低いと、私は思っています。

ちなみにシドニーのオリンピックのとき、アメリカの試合をNBCは録画をサマリーで放送したとされています。

スポーツ団体の事業への支援。先ほどのIOCから入ってくるお金とは別に、文部科学省の資料では、JOCに選手強化事業で29億円、選手団派遣事業に1億1千万円、さらにそのほかにスポーツ指導者養成事業、体協が主として行っているものですが、ここにも幾らかのお金を払っています。これは文部科学省から直接JOCあるいは体協におりるお金です。

お金といいますと、このほかにスポーツ振興基金があります。これは日本スポーツ振興センターがそのお金を出している形になっていますが、国庫からのお金と寄附を一緒にしてファンドをつくり、そのお金をうまく利用しています。このお金では強化合宿・チーム派遣、5億3,600万円、選手指導者への援助、4億500万円、競技会・年次集会開催援助、国際的に卓越した活動への援助、これはお手元の資料にもグラフにしておきましたのでメモをしていただかなくても大丈夫です。

そのほかには、割に近年始まった、シャパン復活プロジェクトです。国が交付金を出して、日本スポーツ振興センターから出ているもの、強化合宿・チーム派遣に使うものです。例えばオリンピックでメダル獲得の期待の高い競技種目トータルで3億3千万円、トップリーグの支援に2億4千万円。スポーツ界には、こうしたお金が渡っているわけですが、これでいいのか、足りないのではないのかという思いもあります。それが、今回のスポーツ法の改正、あるいはスポーツ振興法の改正、あるいはスポーツ庁(省)の発想とつながっているのです。

#### [改めてスポーツ立国ニッポン]

これを見てみたいと思います。財務省にスポーツ関連の予算要求をする論理がないというところに、座長は強くアクセントを置かれましたが、国家戦略としてのスポーツ、ここにあるサマリーだけを取り上げてみました。

例えば「オリンピックやパラリンピックでの勝利は、日本国民であることを強く自覚し、誇りに感じるができる機会である。日本人選手の活躍は、国際社会における我が国の

プレゼンスを高める上でも大きな役割を果たす。さらに、国策としてスポーツ立国ニッポンを実現することによって、国の元気を生み出す源泉としたい」

その結果として、「オリンピックのメダル獲得数が国の経済力に対して他の諸国に大きく劣り、国内的にはスポーツ予算がきわめて低い数字にあるのが現状である」

なぜか。「国策としてスポーツの振興を図るという認識が十分ではなく、積極的・計画的・戦略的な取り組みが不十分である。オリンピックなどの国際大会は、国や都市を世界にアピールするチャンスである。スポーツの振興・普及、競技力向上に貢献でき、国に大きな活力をもたらす。経済的・社会的発展に大きな影響があり、健康増進・仲間づくりにも役立つ」と、スポーツ立国ニッポンの内容が訴えています。

### [3つの戦略]

1つ目、競技力の向上に国を挙げて取り組む、2つ目、国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む、3つ目、地域のスポーツ環境の整備を支援するということです。

それぞれ、競技力の向上に国を挙げて取り組むときには、体制もあると思いますけれども、お金の問題も非常に大きいだろうということです。国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む——これが2009年に何とかしたい、2009年に何があるのか、そこから始まっていきたいということの、1つのバックアップになっていくと思います。さらに地域のスポーツ環境の整備を支援するということです。

### [提言]

スポーツ立国宣言——国会においてスポーツ立国宣言を決議する、とあります。新スポーツ法の制定——スポーツ振興法を抜本的に見直し、新スポーツ法をつくる。そして、スポーツ省（庁）設置とスポーツ振興組織の整備を図る——スポーツ関連行政を一元的に推進できる体制整備を図る。さらにはスポーツの振興予算の拡充を求める。スポーツへの投資を拡充し、既存の税制見直しや新たな税制優遇措置を検討する。多様な財源を確保し、スポーツ助成を充実する。

### [現状の分析と期待]

提案原型の問題とこれからです。非常に直截的な表現でつくられておりますスポーツ立国ニッポン——ここにいらっしゃる佐伯先生が大変厳しい言葉をおっしゃったことが強く

記憶に残っておりますが、「スポーツ立国というコンセプトは、韓国の朴政権が 80 年にソウル五輪取りに掲げた政治スローガンだ、いいのか、こういうもので」とおっしゃって、皆さん、身震いをした発言でした。

この提案をわかりやすく国語の教科書に載せてもらったとき、子供たちはこれで「自分の夢をスポーツに託そう」というふうになるかどうか、私はそういう観点が欠け落ちていることは大変悲しいと思います。

#### [プロ化の時代]

私は世の中プロ化の時代だと思っています。プロとは何か。『広辞苑』などを見ますと、「職業としてそれを行う人」と、非常に素っ気ないことが書いてあります。多くの人たちは、お金をもらっている、その対象となっている行動なり動作なり成果というもの、それからお金をもらうことをプロだとお考えだと思いますが、「自分の持てるものを、打ち込む対象に捧げる人」がプロであるという感じを抱いています。

ところがこれだけを言ってしまうと、妙なことが起こります。趣味、道楽、放蕩、オタク、こういった人たちもみんな同じようなことをしています。自分の持てるものを打ち込むものに捧げる——例えば SL の写真を撮りたい、そのために自分の休暇を全部使う、自分の持っているお小遣いは全部使う、家族をないがしろにする、こういう人がいます。これは道楽の部類、趣味×道楽ぐらいでしょうか。

私が見る最近のプロといいますのは、時間を捧げ、心身を捧げ、お金を捧げる、これがプロです。自分の取り組むスポーツのことを考えて、24 時間、365 日を費やし、そこにすべてを投入する気構えと行動、これがスポーツにおけるプロであろうと理解しています。

例えばサラリーマンでもその仕事、その職業のプロと言われることがありますが、朝、タイムレコーダーを押した瞬間から、きょうはどこに飲みに行こうかと考えている人は、自分の仕事ではないですから、プロではない。朝、会社に来ていきなり「吉田くん、きょう、久しぶりに飲みに行くか、あそこのビヤガーデンに電話してみよう」というのは、お金はもらっていますが、その仕事のプロではない。

自分の持てる仕事、スポーツ選手として、財力、体力、時間を中心として組み立てているかどうかです。

このプロ化の影響で失われかねないものが幾つかあります。それは「捧げてきたもの」が何かに還元されないケースです。時間、心身は、競技スポーツ選手の中では、いわば消

費されるものです。

時間——競技選手として使った時間が、次の人生設計につながらないことがある。それが、プロの行動をとめた後の生活の準備、いわゆるセカンドキャリアについて非常に大きな影響を残す可能性があります。心身——心身を捧げたために、けがあるいは後遺症に悩むケースがあります。お金——選手活動のために使い切ってしまう、次の人生の資本になりきれないケースがある。そのために経済的な困窮であったり、借財、負債があることがあります。

捧げたものをだれが、競技生活を終え次の人生に入るときまでにどれだけ回復、回収できるのかというところが、今、プロたる選手がふえてきた中で考えておかねばならぬ事だろうと思います。

#### [国がすべきこと]

私は今、申し上げた「回収をする」ときのお手伝いができるかどうかということが、国がすべきことの中にあると思います。打ち込んだ本人自身が取り返さなければならないものは当然ありますが、時間は取り返させるのか。時間が失われたと感じさせない人生設計、これは自分の責任だというお考えの方もあるかと思いますが、セカンドキャリアを考えると、体制がそれをサポートすることができるかもしれない。スポーツと教育をどう併存させるかということです。

例えばスペインにも日本の JISS（国立スポーツ科学センター）と同じような組織があります。隣にナショナルトレーニング・センターがあるという施設ですが、そこに寝泊まりしている学生のために、5人の専従のチューターがいます。このチューターたちが学問とスポーツの両立のために奔走している、エキスパートが5人入っている組織があるそうです。

そういうものが果たして新しい制度のもとで堂々とやれるのかということです。一部、既に競技団体の行うタレント発掘活動の一環で実施されているところもあろうかと思いますが、併存期間内の単位、あるいはそのほかの学問に対する柔軟な運用ができるのかどうか、サポートスタッフの充実が図れるのかどうか。さらには支える組織との連携が必要なものがあります。日常生活に必要な心身状態の保証、つまり健全で十分な医療システムであったり、身体づくりと回復のサポートなどです。

もう1つ、国がすべきこととしては、スケールが大き過ぎてカバーできないもの、そ

これは競技施設の建設、あるいは法規の柔軟な運用です。例えば世界大会に適用する税制やビザの問題、あるいはスポーツのために人権に制限を加える——これはマラソンの交通規制ですが、こうしたものを国がカバーしていかなければいけない。個人や競技団体単体ではなかなかできないことをする必要があります。

このプロ化といいますのは、実は選手やコーチだけではなく、競技団体の長、会長あるいは専務理事などの方々もプロ化することを強く求められている時代です。相撲協会の理事長もそうですが、相撲協会の理事長は、相撲協会という財団法人の理事長であるにもかかわらず、北の湖部屋の師匠、親方ですから、けいこもつけなくてはいけない。そのけいこができない状況であるにもかかわらず、平然とけいこをさせる体制を相撲協会がとっていたところに、大きな根本的な穴があく理由があったと、私は見ております。

競技団体あるいは組織のトップの人は、多くの場合ボランティアですが、ボランティアでありながらプロであってくれと言われている時代が今、当たり前に来ています。そこをどういうふうにか考えるか。

もう1つ、私は今回の「法」の中にどういう文言を盛り込むかで、私だけささくれだった発言をしたことがあります。スポーツの魅力は、法人化される前から、みずからの中に「法」を備えているということ、ルールを持ち、レギュレーションを持っているということです。スポーツの構成メンバーが、みずからを律するコードを持っているわけですが、このスポーツの自治を国の責任とどのようにリンクさせるか、これも考えておかなければならないことだと思います。

#### [フランスの悩み]

ちなみに北京オリンピックのときに、フランスのNOCの代表に話を聞きに行きました。フランスは序盤、大変調子が悪く、成績が振るいませんでした。何と言ってもフランスはとれるはずのオリンピック開催権をロンドンにとられたことが非常に大きなことでした。INSEP(フランス国立スポーツ研究所)に勤務するハンドボール出身の役員、ミシェル・ゴダール氏が話していました。「2012年のパリ・オリンピックがなくなったことは、フランススポーツ界にとって大惨事であった。パリが開催権を勝ち取っていれば、予算が大幅に削減されることはなかっただろう」というのです。

オリンピック招致を見込んでつくってきた予算が、なくなった途端にあつという間に削られるという現実が生じたのです。そのフランスに何が起こるか。「少数派のスポーツはプロ化が難しくなるだろう。北京オリンピックの後、新たな政策が多分、提案されることに

なる。予算が削減され、公務員を減らし、助成金を減らし、政府は、『みずからスポンサーを見つけなさい』と言い始めるだろう。サッカーやバスケットは問題ないが、フェンシングのような小規模の競技については難しい」というのです。

我々はまだ2016年の答えをもらっておりません。今、地平線に向かってかなり明るい日が昇って来るような思っています。そうならなかったフランスの経験は、頭に入れておく必要があるのではないでしょうか。

フランスオリンピック委員会はこの2005年の後の2006年に、「フランススポーツ再興のために、回復のために」という大きな再建計画書をつくりました。そこには、フランスの強い意志は見えながらも、なおかつ深い悩みも表明されています。

国の責任、一元対応への道。さまざまなスポーツの実施をする（文部科学省）、生活習慣病などの疾病予防運動（厚生労働省）、スポーツ産業に対するテリトリー（経済産業省）、スポーツ施設の拡充（国土交通省）、さらにラジオ体操（総務省）、馬の育成（農林水産省）ですから、スポーツ界には非常に多様な省庁が集まっています。

なおかつ最近、非常に目立つのが内閣府の頑張りです。内閣府、つまり内閣直轄の組織がいろいろな省庁から官僚を集めて合成した組織が主導権をとろうとしているところが目立ちます。こうした国の責任を一元対応に向かって進めようということが、その延長線上に見られます。

あるべき体制とは一体どういうものか。私は日本の特性を考えるべきではないかと思えます。128,000も国内にクラブを抱えるフランスとは少し事情が違います。政府の関与が非常に強いフランスですが、ではドイツはどうかというと、政府の関与は余り強くない。同じヨーロッパでも、それぞれの国が違った背景の中で違ったシステムにアプローチしています。

日本の特性、例えば人口・年齢と成長・居住の偏在、あるいは高齢化、国民性、国民性は非常に重要なファクターだと思います。

そうしたものを少し考慮するのか。さらには教育制度、生活習慣、世の中の価値観、メディア状況などを勘案し、なおかつあるべき姿に向かって進む、それがとるべき道ではないかと考えます。

かかわる人すべてに申し上げたいのは、スポーツ界を網羅してほしいという点です。私が気がかりなことは、今のオールメンバーの中に野球界の人が全く入っていないことです。これが私にとっては非常に気がかりです。



もう1つ、急ぎ過ぎないということ、あわてて法整備をしないということです。確かにオリンピックも、ラグビーのW杯も、私も来ればきっといいに違いないと思います。あるいは、そんなことよりやるのがたくさんあるではないか、社会保障を先にしろ、むだな施設をつくるなど、いろいろな意見があたりだろうと思います。

しかし、一旦来ると決まったら、これはポジティブに受けとめる、そこから来るものは我々のスポーツの中に何らかの財産を残す、負の財産を残すことも否定はできませんけれども、ポジティブな財産もたくさんもたらしてくれるだろうと思います。それでもなおかつ、理解した上で進んでいきたいと思う次第です。

(丁)

## ■シンポジウム

### 「日本のスポーツ政策の課題と展望」 —新スポーツ法の制定をめぐって—

#### ●スポーツ政策論の視点から

山本真由美（東京オリンピック招致委員会）

#### ●体育社会学の視点から

川西正志（鹿屋体育大学教授）

指定討論者 佐伯年詩雄（平成国際大学教授）

コーディネーター 松尾哲矢（立教大学教授）

(社) 日本体育学会体育社会学専門分科会シンポジウム

「日本のスポーツ政策の課題と展望」

－新スポーツ法の制定をめぐる－

松尾 日本体育学会体育社会学専門分科会シンポジウムを開催したいと存じます。

私はシンポジウムのコーディネーターを務めさせていただきます、立教大学の松尾哲矢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、先ほどの基調講演のところでもお話をさせていただきましたけれども、まずお詫びから申し上げたいと思っております。実は私どもで計画をさせていただいて御提出させていただいたときには、9時から基調講演をさせていただき、10時からシンポジウムということで御提出させていただきました。ところが分科会の事務局と大会事務局との連絡がうまくいかなかったのだらうと思いますけれども、プログラムは10時からの開催になっていたと思います。訂正表は既に皆様方にお渡ししておりましたが、10時からだと思われるお見えになっている方も多数いらっしゃるかもしれません。大変申しわけございません。そういう状況でございますので、よろしくお願いいたします。

先ほど基調講演者として山本浩さんからお話をいただきましたけれども、10時からと思われた方は、どういう状況か、お話がわからない状況になります。本来は最初の御発言はなしということで考えておりましたが、今回、シンポジストとしても御参加いただきますので、もう一度お願いいたしまして、少しサマリーのところを後ほどお話いただくことで対処させていただきました。よろしくお願いいたします。

暑い夏を彩りました北京オリンピックは終わり、現在、まさに北京パラリンピックが開催されておりますが、日本のアスリートの活躍が大変期待されているところです。

一方、スポーツ界の中では相撲界におきまして、先ほど山本さんのお話もありましたけれども、ロシア人相撲力士の大麻問題が露見し、理事長の交代など大相撲界には激震が走りました。外国人力士に依存せざるを得ない大相撲界の構造、日本的しきたりと伝統という、いわゆる文化的再生産をめぐる問題、大相撲界の構造的な問題等が象徴的に顕在化し、大きな問題となっているところです。

くしくも本日は9月11日でございます。2001年9月11日にアメリカ合衆国においてアメリカ同時多発テロ事件が発生し、許されざるテロ行為によってワールド・トレード・セ

ンタービルを初め多くが破壊されました。多くの傷跡が今も残っており、忘れることのできない日でもあります。罪のない人々が尊い命を奪われました。亡くなられた皆様の御冥福を改めてお祈り申し上げたいと思います。

一方、日本の政治界においては、先ほどもお話がありましたけれども、首相の突然の辞任と自民党の総裁選に向けた動きが激化する中で、本日お見えいただく予定でした元文部科学副大臣の突然のキャンセルという、まさに一大事となっております。「国民不在」と揶揄されることのないようにしていく必要もあろうかと思えますし、私どもも日本の方向、日本のスポーツの方向について、国民の将来をしっかりと見据えながら、スポーツの世界をより豊かに構想する必要があるかと思えます。

さて、日本のスポーツ活動を考えます場合、スポーツ政策との関係を見無視することはできません。果たして日本のスポーツ政策はどの方向に向かって動こうとしているのか、その政策をより社会的インパクトのあるものにするためには、その理念や方向性、意思決定過程においてどのような条件が必要なのか、どのような課題があるのか、そのあたりをしっかりと見きわめて進む必要があるかと思えます。

現在、我が国におけるスポーツ政策は、主に1961年に制定されたスポーツ振興法を根幹として展開してまいりました。2000年に策定されたスポーツ振興基本計画もスポーツ振興を根拠法としており、子供の体力低下、生涯スポーツ社会の実現、国際競技力の向上を柱として展開されてきているところです。

そのような中、先ほどの基調講演で山本さんからもお話をいただきましたけれども、国民のスポーツ活動の多様化に向けた方策の必要性、国際競技力の向上など、社会的に出てきているさまざまな問題に対して、さらなる政策が必要だろうという議論、あるいはその背後に、政治的な意向が複雑に絡み合いながら、2007年8月に「スポーツ立国調査会」が設置され、「新スポーツ振興法制定」の検討が非常に活発化しているという状況にあります。

先ほど「制定」ということもありましたけれども、この法律がどのように改訂されるのかによって、実は今後の日本のスポーツのあり方、方向性を根幹から転換させる可能性があります。この調査会においても、先ほどもありましたように、スポーツ省なのか、スポーツ庁なのかははっきりしませんけれども、そういう構想が打ち出され、「2009年を目指している」という話も出ております。

そういう意味では、日本のスポーツ政策が大きな変換期にあることを示唆するものでもあり、今までの我が国のスポーツ政策を体育社会学的な観点から評価しながら、新スポー

ツ振興法の制定やスポーツ庁構想を中心に、スポーツ政策のあり方を多角的に検討する必要があると思っております。

そこで本シンポジウムでは、主に新スポーツ振興法、あるいはスポーツ庁の構想を中心にしながら、日本の現在のスポーツ政策の課題と展望について検討することを目的にしたいと思っております。

それでは本シンポジウムのシンポジストの皆様方を御紹介したいと思います。

まず、先ほど基調講演としてお話しいただきました山本浩さんです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、山本真由美さんです。山本真由美さんはイギリスのラフバラ大学の博士課程に進まれ、スポーツ政策の日英比較を中心として博士論文を完成させておられます。本日は、日本と英国のスポーツ政策の国際比較研究をもとに、日本のスポーツ政策の政策的課題を明らかにするとともに、現代的なスポーツ政策の課題と展望についてお示しいたきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、川西正志先生です。川西先生は鹿屋体育大学の教授でいらっしゃいまして、本専門分科会の会長をお務めいただいております。本日は、戦後日本のスポーツ政策研究の動向と課題について、体育社会学の視点で分析、俯瞰していただきながら、現在のスポーツ政策課題としての新スポーツ振興法の制定、スポーツ庁構想等の位置づけ、意味づけについて、社会学的にアプローチしていただきながら、今後の展望、課題についてお話しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本シンポジウムでは、議論を整理し、展開しやすくするために、指定討論者をお願いしております。指定討論者には、平成国際大学教授、筑波大学名誉教授でもいらっしゃいます佐伯年詩雄先生をお願いしております。佐伯先生、よろしくお願いいたします。

さて、本シンポジウムの進め方ですが、最初に山本真由美さんと川西先生に約 15 分間、長くても 20 分程度で御報告をいただきます。その後、先ほどお見えになっておられなかった方もいらっしゃるということでございますので、山本浩さんに先ほどのサマリーを 5 分程度お話しいただきたいと思っております。その後、佐伯先生より 10 分程度のコメントをいただいた後、佐伯先生から各シンポジストの皆さんに御質問をいただきたいと思っております。その後、フロアの皆様方の御質問をお受けしながら、議論を進めてまいりたいと思っております。

それでは始めたいと思っておりますが、皆さん、お手元に資料は届いておりますでしょうか。その確認を先にしたいと思っております。最初に山本真由美さんの abstract、川西先生の抄録、

そしてきょうは直接、御報告、御発表の中に使うことはありませんけれども、多分、参考になるであろうという資料を幾つか、私の方で用意させていただきました。

1つ目が、この調査会の主要メンバーでもいらっしゃいます荻原健司議員がまとめられた、「新スポーツ法の制定をめぐる」というサマリーと、裏側には、自由民主党のスポーツ立国調査会あるいはスポーツ議員連盟、先ほど来話が出ておりましたが、それがどういう形で議論されてきたか、時間的経緯とともにお示ししているものです。

そのほか、「報道発表資料」として、6月10日付けで出ております「スポーツ立国ニッポンを目指して～国際戦略としてのスポーツ～」の全文をお手元に届けさせていただきました。また、そのもとになっているスポーツ振興法（原文）です。これを随時、御参照いただきながらお話をお聞きいただければありがたいと思っております。

それでは山本真由美さんから御報告をいただきたいと思います。山本さん、どうぞよろしくをお願いします。

山本（真由美） 山本真由美です。よろしくお願いします。

これほど多くの方々が来られると思っていなかったのも、準備不足の面もありますが、今、御紹介いただいた面と、山本浩さんが指摘していただいた点、さらに今後日本のスポーツが国内政策の中でどのような位置づけを示し、政策的な方向性としてどういう観点が考えられるのかということをも一つの起点として、イギリスの事例をもとにお話しさせていただきます。

まず、先ほど栗と柿のお話が山本浩さんからありましたけれども、ここでは栗と柿をどういうふうにかき集めていっているのかということをも、イングランド、イギリスの事例をもとにして話しさせていただきますと思います。スライドの中で英語と日本語がまじっているものがありますことはお許してください。

イギリスのコンテキストの中に入る前に、まず、北京オリンピックが終わり、ボリス・ジョンソン、ロンドン市長にオリンピックの旗が渡されました。2012年に向かって、イギリスに対して世界の視線が向けられていくようになっていくことは、疑いのないところであると思います。

内容に入る前に、イギリスに注目が集まるという点に関して言えることはまず、今回北京オリンピックで、金メダル、もしくはメダル獲得数の両方とも4位となり、1920年代以降一番いい成績を挙げています。御存じのようにアテネオリンピックで9位、北京で10位、その前は36位であったところから、いわゆる革新的飛躍しているという現状です。

そういうイギリスもしくはイングランド——イングラントの場合は特定なところに限ってイングランドになりますが、2002年、いわゆる内閣府で何を言われていたか。6年前の状況では、エリート・スポーツをサポートできるシステムが全くなく、さらにNGB（競技団体）の中で差異があり、連携と協力が全くなされていない、またはほとんどされていないという分析がなされていました。

コンテキストをヨーロッパに移してみますと、Great Britain もしくは UK もその1つの国である、Council of Europe のメンバー39のうち26が、スポーツを国家戦略として位置づけています。この26のうち10が、政府レベルでのスポーツの専門機関、専門組織を持っています。それは省であったり、庁であったりと。さらにそれらの国には、政策的にナショナルなレベルで、もしくはそこに付随したサブナショナルなレベルでスポーティング・エージェンシーまたはスポーツ・カウンシルを持っている国があります。

本日のプレゼンテーションでは、イギリスもしくはイングランドにおいて、スポーツが中央政府のパブリック・ポリシーとして位置づけられていく過程を分析することを目的とさせていただきますと思います。スポーツの置かれている政策的優先順位がいかに変わっていったか、さらに、2012年ロンドン・オリンピック・パラリンピックにおいて様々な政策が出されていますが、そのLondon 2012に関連したレガシーをどのように考えているか。その政策的な信念なり価値観、価値の変化に注目を当てた分析をさせていただきますと思います。

内容に入る前に、1つのフレームワークとして、日本語にするといろいろな訳があると思いますが、唱道連携フレームワーク(Advocacy Coalition Framework、ACF)がありますが、政策分析をする1つの手段として、このフレームワークが分析する際の1つの手段となりうると思われます。このACFで何を言っているかということですが、“connection between ideas and coalition formation in policy subsystems”ということですが、スポーツなり様々な政策におけるアクター間からどのようなコンテキストや連携が生まれ、その過程においてどのようなアイデアが出て、どういうバリューが出てくるのか、それらの要素をつなぎ合わせる事ができるのが、この分析フレームワークです。

さらに、coalition というのは、いろいろな連携を生むところにおいて、1つの coalition であったり2つであったり、それらが幾つかマルチプルな連携を生んだり、衝突をしたりするけれども、そのような過程から、違うステップに出ていくと。

さらに価値システム、Belief systems というものがあって、価値観を共有した信念があり、

その上での coalition があると。その価値観というものは"deep core beliefs" といった、basic values 基本的な価値観とされるもの、例えばスポーツですと、いわゆる「女の子がするスポーツ」、「男の子がするスポーツ」とか、そういうものが社会的に根ざしているような beliefs です。さらに2つ目に、"policy core beliefs"と呼ばれる「規範」となるもの、さらには secondary aspects ということで、もう少しいわゆる現場に根ざしたような側面、価値観、そういうものをどういうふうにして変化させていったかということをお話しています。

それら価値感や規範に対してコンフリクトが生まれていくのですが、それらのコンフリクトが仲介されて、政策転換をイニシエイトする人が出てくる。ポリシー・チェンジといわれる政策的な変化は、Conflictの中で生まれ、「ポリシー・ブローカー」と呼ばれる人物が、政策立案関係者が何を学習していくか、何を志向し習得していくかに影響を与える。さらに政策転換の外的な要因として、社会経済的な状況の変化であったり、技術的な変化であったり、組織的なもの、そしてパブリックの意見の変化に影響を与えたり、政策サブシステムの中で変化が起こったことについても政策転換の要因となりうるとする。

次にイギリスのスポーツ政策のコンテキストのところですが、どのように政策が変わっていったかという年代的なものは、1970年代から2001年、さらにその後フォーカスを2005年にロンドン・オリンピックが決定する前後に置きたいと思いますが、まず1960年代、1970年代、どういうふうな政策転換がされているかということ、スポーツに対する組織だった、系統だったものはなかった、ということがいろいろなところで言われています。

初期のころのパブリック・ポリシーとしてのスポーツの位置づけとして、まず1965年に Advisory Sports Council というものができたのが初めだと。72年に Royal Charter によって中央集権的な組織としてスポーツを動かしていくフレームワークが成立したのが72年で、皆さん御存じのように Great Britain Sports Council というものが設立されました。

その後、政府によって"Sport and Recreation" という政策ドキュメントが発表されましたが、基本的にはスポーツの参加を奨励し、大きな意味でコミュニティにおけるスポーツ施設へのアクセシビリティであるとか、施設を建設するなど、アスピレーション的な側面が強かった。

80年代に入ると、サッチャー首相は、スポーツに対していわゆる「偏見」を持っていて、スポーツを「侮辱」したような態度がとられていました。

90年代に入りますと、1990年から首相になったジョン・メイジャー首相が個人的なパッションをスポーツに抱き、さらに彼の持つスポーツに対するロマンというか、スポーツは



こういうものを与えてくれるのだという個人的な熱意や信念から、スポーツの政策的位置づけが高まっていったとも言われています。

政府内でのスポーツの地位を高めていった1つの事例として、92年に Department of National Heritage (DNH) が設立され、今までいろいろところで所管されて、スポーツの所管が動いていたものを、DNH で統括するようになった。さらに94年に National Lottery、いわゆる「くじ」というものをつくり、5つの“Good Causes”という社会的によい影響を与えるファクターに対して資金を提供することになり、その1つとしてスポーツが対象とされるようになりました。このロタリー導入がスポーツ全体に影響を与え、エリート・スポーツの状況であるとか、アスリートに対するサポートの環境なりが変化していきます。

この後、包括的な政策的なドキュメントとして、1975 以来初めて出された“Sport: Raising the Game”によってスポーツの戦略的な方向性が出てきます。したがって先ほども言ったように、60年代、70年代以降、ほとんど包括的な戦略が出されていなかったところを、92年、94年ぐらいからいわゆるスポーツ政策の方向性が明確になっていきます。どういう方向性が出されたかという、ざっくりした形で述べると2大政策目標が出されました。1つは、先ほどのサッチャー首相のときに、いろいろな公共のスポーツ施設や学校の運動場が売られ、1年に実に2,000の運動場が売られるという状況があると同時に、学校体育、課外活動が衰退していきました。それに伴って競争的なスポーツの機会も減っていき、学校において普通に子どもと子どもが戦うというか、スポーツを通して得られる競争の機会が減っていった。そのような学校におけるスポーツ、もしくは体育、スポーツにおける競争の機会などを復活させていまいしょうということが、ねらいとして出ました。政府の役割が明確になり、組織面でも専門の政府組織が設立され、さらに財政的なフレームワークがここで出てくるようになります。

次に、1997年に“education, education, education”と称して教育政策を強調したトニー・ブレアが新労働党党首として首相になり、ブレアが下した戦略的なムーブメントというものがあります。新労働党は、先ほどのDNHを解消し、スポーツという名をつけた、文化・メディア・スポーツ省、DCMS(Department for Culture, Media and Sport)として、初めてスポーツを専門に扱う担当省が生まれます。

New Labour の政策的な方針に基づいた形でこういうものがあるということですが、Public Service Agreements、PSA ターゲットをもとにしてDCMS がスポーツの政策展開をしていきます。さらに、DCMS が中心になり、複省庁にまたがった形でスポーツの政

策に対して、どういうあたりを支援していくかというところも明確に示されるようになっていきます。まず、初めの3年ぐらいは、新労働党のいわゆる党の方針を受け具体的な政策が出されていませんでしたが、政府のスポーツの戦略文書として、2000年に“A Sporting Future for All” というものが出され、スポーツの組織とスポーツ組織内の意識を変革しようという機運を生み出した。まず、新労働党の政策的な大きな方針で、エビデンス・ベース、何か証拠があるか、現状分析のもとでものを動かしていこうとし、スポーツが社会政策的な価値を生み出すためには、まずスポーツ組織の変革と意識の改革が必要であると。スポーツだけではなくそのほかの政策分野においてもそうですが、professionalism、modernisationを求めることによって、スポーツでの意識の変革、価値観の変革を求めている。

さらに、社会政策なり、福祉政策的な目標を達成するためのスポーツの政策という位置づけが、徐々に明確になっていき、新労働党の政策である“social inclusion”、どのような階級の人、低所得層であったとしても、スポーツへのアクセスを保証しスポーツへの参加を高めていくという戦略文書が書かれていきます。

現在に続くスポーツ政策の方向を示しているのが、2002年に出された Prime Minister's Strategy Unit と DCMS が提案している“Game Plan”です。これも戦略的なコミットメントを示したものですが、いわゆるスポーツと教育、そして健康政策を社会政策として明確につないでいこうと、そういうものを明確にした上で Game Plan という政策文章が出されていきます。

社会的な政策目標、先ほどもふれましたが、どういうものを社会的な政策目標として、それを達成するためのスポーツの位置づけがあるのかということ、先ほど言った social inclusion、多様性を持った人でも社会の中に、いい言葉が思いつかないのですが、「包含」されていく。つまり、社会の中で機会を拡大し、社会的な地位を得ていくための政策的な目標のためのスポーツの役割が明確になっていきます。

そして、2012年のロンドン・オリンピック・パラリンピック招致に向けて、政府の保証がつけられています。なぜ政府が保証していったのかということ、大きな意味で「社会的な政策を達成することができるから」という、スポーツとオリンピズムの精神を通してマルチ・カルチャリズムと多様性を尊重し、それをスポーツで体現することができるから、というものが理由とされました。さらに オリンピック・パラリンピックを招致・開催するにあたり、「レガシー」がなければならないということで、5つ定義付けをし、レガシーの明確

な方向性が出ています。その「持続可能なレガシー (sustainable legacy)」の1つに、イギリスが「スポーツ先進国家」となることを London 2012 のレガシーとしています。先駆的な取り組みをすることで「スポーツ国家」としてイギリスを変革していく最大のチャンスだ、としています。

先ほどの PSA ターゲットが 2008 年の予算組みから変わり、2008 年～2011 年、4 年越しの政策ターゲットが出てきます。その新しいターゲットの一つである「オリンピックと体育&学校スポーツ」の政策分野における大きな 3 つの柱として、スポーツを通して若者を活気づけていこうと。そして 200 万人を 2012 年までによりアクティブにし、さらには、今回の北京オリンピックで既に到達した世界で 4 位という「アスピレーション・ターゲット」ではあるけれども、イギリスとして 2012 年オリンピックでの成績を 4 位とする目標を立てます。

このように、世界をリードするスポーツ国家にすることを目標に示す中で、先ほどの PSA ターゲットの 3 つ目である、エリート・サクセスを“No Compromise Strategy”として、「妥協しない」アプローチで生み出そうとするようになります。先ほど言ったスポーツの組織の意識変革を促し、さらにモダナイゼーションという、今までのスポーツの組織をアマチュア、ボランティアで動かしてきたものをもっと「プロフェッショナル」なものとして意識を変え、ガバナンス的な組織として、スポーツの中でリーダーシップを育てるということを打ち出しています。

大まかな流れをざっとかいつまんで話をさせていただきましたが、スポーツを政治的な関心事項として、政策中心課題としてスポーツの認識が高まっていったのが、この過去 30 年、40 年ぐらいという、イギリスでの動きです。先ほどの ACF の分析フレームワークから考えると、政策決定者間でどのような関係性が生まれ、いかに政策的な価値、信念が変化し政策決定のプロセスに影響が与えられたかを分析することが可能となった。

今までスポーツだけの枠組みで考えていたものを、スピルオーバーして政治的、経済的、社会的な波及効果を考慮に入れ、政策的な中心課題として、そしてイギリスの国際戦略としてスポーツを位置づけていった。そしてそれを動かすために、政府の骨子となる大きな政策目標の中で、スポーツを公共政策として明確に示したのが、この 97 年からの新労働党政権が取ってきたスポーツ政策の過去約 10 年の動きです。

組織を変革させていく、意識を転換させていくというところは、量的なところでは見えず、質的な観点から分析しなくてはならず、難しい面がありますけれども、そういう組織

の変革なり組織内部や個々のアクターの意識や文化の変革というものがあって、今政策的に出ている、いわゆる Sustainable Legacy というものが問われるようになってきたというのが、イギリスの動きだと思います。以上です。どうもありがとうございました。

松尾 どうもありがとうございました。

英国の政策全体の動きと2012年のロンドンオリンピックをめぐる動きについて御報告をいただき、検討をいただきました。後ほどお話をお聞きしたいと思いますが、今の御報告で、ここはどういうことかとか、御報告の基本的なことで聞いておきたい点はございますか。

実は私の方で1つ確認しておきたいのですが、政策は、スポーツ・カウンシルが出てきて、しばらくした後、本格的な政策ドキュメントが出されていくという経緯の中で、いわゆるみんなのスポーツという観点は、イギリスではどのように扱われているのでしょうか。

山本（真由美） どういうふうにして扱われているかというよりも、すべての「レベル」が連携・連動されているというのが一番良い表現かと思います。話の中で組織的な図を全く出さなかったのが混乱しているところがあると思いますが、それぞれのレベルがすべてバトンでつながっていると言えます。いわゆるどこでスポーツをインテイクしていくのかという問題があり、それは学校であったりコミュニティであったりというところがありますが、初めに必ず学校があり、そこからいかにして地域に発展されるのか、そこでは必ずバトンが渡されますよというのが、政策的な理念としてあります。

2020年までに人口の約1%にあたる200万人をアクティブにし、それに対する政府の財政的支援があり、コミュニティの施設、もしくは学校のプールを開放してユニバーサルなアクセスを高め、イギリスには50メートルプールが8つしかありませんでしたが、60歳以上の方にフリースイミングとしてただでプールにアクセスを可能にするという、いわゆる生涯スポーツのプログラムが2012年オリンピック開催のレガシーの流れの中で生まれてきました。

松尾 ありがとうございました。

それでは続きまして川西先生から御報告をいただきたいと思います。川西先生からは、体育社会学におけるスポーツ政策研究の動向、それを踏まえてスポーツ立国ニッポン国家戦略の評価と課題、そしてスポーツ省構想に対する課題と展望について、お話をいただきたいと思っております。川西先生、よろしく申し上げます。

川西 皆さん、こんにちは。鹿屋体育大学の川西です。

今回のシンポジウムを企画していただいた研究担当委員の方々から、分科会を代表して発表するように言われました。非常にタイトなスケジュールでしたが、私に課せられた使命は、少なくとも体育社会学専門分科会研究が、こういう政策研究の中にどのような役割を持っているのか、また、今後何らかの形で提供していく集団であるべきかを論じることが重要であると私なりに考えました。

私の持ち合わせない資料は、実際に文部科学省に行きまして収集しました。今日皆さんにお渡しした資料は、具体的な提言根拠があつて出された資料だと思いますけれども、その辺のところも含めてお話をさせていただければと思います。

きょうは3つぐらいのポイントでお話をさせていただければということで、1つは体育社会学研究のこれまでの研究動向と、政策という部分に特化した研究はどのような現状かというところを少しお話しさせていただきたいと思います。2番目は、基調講演で山本さんが詳しく説明していただきましたので、概要だけ、むしろその根拠になるデータをお話しさせていただきたいと思います。第3番目は、新スポーツ振興法、スポーツ省あるいは庁という構想がもしなされるのであれば、その課題についてふれたいと思います。

これまで日本体育学会体育社会学専門分科会で発表演題を、1999年までちょうど50周年迎えるころに、我々の分科会でどのような研究がなされたかということ进行分析しようということで、私の方で論文内容としてデータ化し、具体的にそれにキーワードをつけて年代別に組み合わせていながら内容分析をしたものです。

その内容の中で、これから既に8年たっておりますので、毎年、40題ぐらいがプラスされていくことになると、1,000を超える問題がこの分科会で発表されたということです。1950年に日本体育学会が設立され、その後、1961年ぐらいに体育社会専門分科会が設立され、今日、400名を越す会員数になりました。それと関連学会としてスポーツ社会学会がございます。

社会学という研究分野がいかに社会貢献できるのか。この命題については、昨日基調講演で最後のところで井上先生が言われたように、「遠いところで、長い間でためになる」という表現の仕方であれば、「即効性がある」あるいは「今、命題になっているものに対して我々の研究がどういうふうに具体的に実践で応用されるかという応用社会的な側面からアプローチしていくという部分」と、両面方あるのだろうと思います。

演題数は日本体育学会の総数とほぼ並行していながら、今は定着しているというところですけれども、この4月から分科会の会長になりまして、1番は、やはり若手研究者を

いかに育成していくかということと、我々の研究成果をいかに社会に還元していくかというあたりが、ミッションとしてあります。

1950年代から今日2000年代は私の方でつけ加えました。1950年代の創設期に関してはさまざま研究がなされてきておりますが、1960年代、地域のスポーツ集団や学校のスポーツ集団などの集団研究がかなり地域のコミュニティ形成とともに実施されてきました。特に1970年代は、我々の研究の量産がなされた時期であり、70年代から80年代以降、こうしたところでどんどんかかわってきたわけです。

特に昭和36年、スポーツ振興法が制定されて以来、今まで研究がなされていることは、体育指導委員の制度、あるいは役割は、ずっと言われてきています。これは実際に振興法の中で書かれている地域スポーツ指導を担う非常勤職員としての役割が実際に果たせるのかどうかという検討をこれまでの研究でかなり注目されてきているということです。

1980年代から90年代にかけては、多様な個人のスポーツのかかわりということで、子供から高齢者、あるいはハンディキャップを持つ人たち、あるいは女性スポーツ、いわゆる社会でこれまであまり注目されなかった人々や、あるいは社会的発展がみられるような現象に対してアプローチしていくということで、かなり広範囲な対象の方々の研究が、我々の分科会でもされてきています。と同時に、子供から高齢者に至るまでのスポーツ研究ということで、私はその時代を生涯スポーツ研究と名づけてきました。その中で徐々に「スポーツ振興基本計画」など政策との関わりを無視して研究を進めることはできない状況になってまいりました。

その1つは、大きくは「総合型地域スポーツクラブ」というスポーツの集団、コミュニティとの関係、スポーツ政策との関係などについてであります。これは既存の従来型のスポーツクラブから、いわゆる地域に根ざした老若男女を問わず多種目多世代でつくるスポーツクラブがこれから日本の主流になるのだということでもあります。平成7年に文部科学省が予算をつけてから、今日までずっとやってきたものが、スポーツ振興基本計画、そして今回のスポーツ立国の中にも記載されているということもあり、そこでの政策評価が出てきたということです。同時に、文部科学省が出した「スポーツ振興基本計画」や厚生労働省の「健康日本21」というものを順番に評価しながらやっていこうという研究も我々分科会の課題シンポジウムなどでも取り上げられてきています。

特に「スポーツ政策」という部分に特化しますと、お亡くなりになりましたが、前会長の池田勝先生が1998年、キーノート・レクチャーで、「スポーツ政策研究の国際的動向」

を、初めて皆さんにお話をされました。その後、山口先生が「生涯スポーツの充実に向けて」ということで、高齢者を対象とした研究動向、さらに日常生活、間野先生は、「社会学研究のニューパラダイム」ということで、政策科学と経済学的なアプローチ、そして2002年、2005年と我々の分科会シンポジウムで、「日本における21世紀のスポーツ振興と課題」ということで、スポーツ振興基本計画と健康日本21の中間評価につながる形でやってまいりました。

その結果、先ほどの山本浩先生のお話にもありましたように、中間地点で見直しができ、見直しの1つの課題がスポーツ振興法の改訂であったり、思うように進まないスポーツ振興であったりというようなどころではないかと思えます。

これまでスポーツ振興という部分で我々が考えてきたところで、非常に理念的な問題があったと思えます。私は今回、この政策提言が出てきたときに、何のための提言かということ、あるいは何をしたいのか、あるいは今なぜなのかという部分について疑問を持ちました。その疑問と同時に、ちょうど昭和39年のオリンピック東京大会が始まる以前、あるいは以後スポーツ関連組織の様々なところで、日本のスポーツ振興をどう考えるのだということが言われていました。

体育社会学専門分科会の草分けである先生になると思えますが、竹之下先生が、1964年と1974年に、『「スポーツの普及は競技水準の向上に役立つであろうし、反対に競技水準の向上は普及を刺激するであろう」「強化と普及に対しては、それぞれ別個の施策が必要である」「頂点に優秀選手があり、これを支える大衆は底辺をなすと。そのように考えられないこともないし、高度化中心の考え方では、特にそうなるが、スポーツ人口の構造は1つの高山ではなく、高さの違う多くの山からなる山塊になぞらえるべきである。底辺と考えられがちな大衆スポーツ人口は、頂点を高めるための単なる手段ではなくて、それ自体目的である。』』ということを述べられました。

こうした考え方は、いわゆる人口を考える場合に、底辺を大衆として、底辺が大きくなれば競技水準も高くなるのだという考え方に対して、底辺が手段としてスポーツとの犠牲にはなりはしないか、という基本的な考え方に釘を刺すような形で始まったところが、日本のスポーツ振興に関してちょうど45年ぐらい前のところで出ています。今回のスポーツ立国のところで、何にプライオリティーが置かれているのか、この辺を客観的に理念のところからも準備をする必要があるのではないかと考えるわけです。

同様に、栗本さんは「頂点（スポーツエリート）に立つことできるものは、必ずしも底

辺の広い狭いによるものではない頂点である選手によって、底辺である多数者が疎外されたり、落伍されたりしてはならない」と。あるいはクーベルタンはドイツの街頭演説の中で、「100名の者がその肉体を鍛えるためには、50名がスポーツをする必要がある。50名がスポーツするには20名が専門化とすることが必要である。20名が専門化するには5名がすぐれた高い技能の持ち主であることが必要である」と。これは確かに底辺拡充という、「ピラミッドを大きくするのだ」というスポーツ振興の考え方では共通するところがありますが、普及イコール、何よりも彼が強調しているところは、「100名の者がその肉体を鍛える」というところです。やはり大衆の中でその人たち個々人が運動することが基本であるというところに力点が置かれている点で、底辺手段論と違う部分があるのではないかということです。

日本生涯スポーツ学会(2001年)での池田勝先生の最後の基調講演です。『スポーツ本来のあるべき姿を知らない国民にとって、まずはスポーツに触れ、慣れ、そして親しむために「スポーツ・フォー・オール」というキャッチフレーズは必要であったのであろう。スポーツ振興のために準備されたこの題目は、時代時代に要請されて、「スポーツ村」「社会体育」「生活スポーツ」「コミュニティ・スポーツ」「生涯スポーツ」と名称を変えながらも、その目標にはスポーツが日常生活に浸透している風景を据えていた。しかし、国民の4人に3人がスポーツに参加し、2人に1人が日常的にスポーツを楽しむようになった今、人々はそれぞれの多様なパーソナリティに応じてスポーツを享受する時代を創りあげている。時代は、間違いなく20世紀の「スポーツ・フォー・オール(Sport for All)」から1人ひとりの個人まずはありきの「スポーツ・フォー・エブリワン(Sport for Everyone)」に変革する新世紀となっている。』としています。こうしたスポーツの理念そのものが、基本的なところで体育社会学の専門分科会の先生方が言われてきた経緯があります。

スポーツ振興に関わる理念とともに具体的な関連政策では、昭和32年の「地方スポーツの振興について」から始まり、今日、中教審の「子どもの体力向上のための総合的な方策について」に至るまで、多数のコミュニティ、体力、特にオリンピック東京大会後のマンパワー・ポリシーという1つの政策の中に体力づくり政策が盛り込まれてきた。特にオリンピック東京大会前には、公的補助に関する規定をまず明確にする必要性があり、スポーツ振興法が設立されてきた経緯もあります。

本当の意味でスポーツ振興に関わるこうした法律がどうあるべきか、ということについての十分な議論が、日本はできていないのではないかと私は思います。このまま反省が生



かされていくのか。この点は、日本のスポーツ振興の政策全体を見据えながら考えていく必要があるのではないかと思います。ここでは詳細は割愛させていただきますけれども、後のところでも少しお話しさせていただきたいと思います。

文部科学省からいただいた資料がございますので、少しお話しさせていただきます。

社会体育、学校体育、競技スポーツの3つの領域について、文部科学省では在校生の教育ということで、1つの方策を出しています。こうした裏づけの中にあるのは、子供の運動能力の状況が下がり、大学はそれほど悪くなってはいないけれども、どんどん運動能力が落ちているのだという考え方、こうした現象にどういうふうに歯止めをかけるかということなのです。

そして、運動部所属生徒数の推移も、少子化に伴って問題視されているわけですが、これについては中体連の「子供が参加する運動部の参加率 65%」、「高校生では 40%」という数は、横ばいの状態であるということです。

それ以外にも、今日の問題となっている多くの体育系の大学、あるいは体育に関係する学部、学科が多数設立されている中で、指導者養成をいかに系統づけて、現場に派遣していくのか。こういうマーケットをつくり出し、なおかつ雇用につながなければならないという現状であると思います。

これは内閣府が毎年出しているスポーツ実施率の推移です。平成 18 年に週 1 回以上運動をする成人は 44.5%です。これが多いのか少ないのか、週 1 回ぐらいやって運動なのかという議論も、どこかできちっとする必要があるだろう。

また、総合型地域スポーツクラブは、私もいろいろなところでかかわっておりますけれども、平成 19 年に文部科学省が調査した育成クラブ数は、準備も含めて全国で 2,555、設置市町村数は 894 ということですので、この数や市町村合併をしている数と比べてみると、数の上では市町村に 1 つのクラブはあります。例えば兵庫県と富山県は 100%の設置率ですが、全国で見ると多いところもあれば少ないところもあります。これも量的な面で、質的な面はどうかという議論は全くなされていません。100 年以上持つようなドイツのクラブに比べると、今できた日本のクラブはどういう方向に行くのか、あるいは既存の団体とどういった関係を持っていくのか、地域のスポーツはどうあるべきか、といった点について、きちっとした議論をしていかなければ、作れば作るほど様々な混乱が出てくるということも、現状ではあろうかと思えます。

スポーツ少年団は約 93 万人、35,000 弱のクラブがあると言われていています。体育指導委員

の実態は、全指導委員の約8割が男性とされています。これも「名誉職化した体育指導委員」という社会的批判や、それをどういうふうに評価していくかということは、体育社会学の研究者がこれまで何年もやってきた研究だと思います。

これはオリンピックにおけるメダル獲得数の推移ですが、アテネで37個、今回は25個です。目標数は30幾つでしたが、なかなか難しい状況で、後継者が育っていないのかなど、いろいろなことが言われています。

こうしたことも含めて、ナショナルトレーニング・センターができたり、日本では新しい動きがどんどん出てきておりますので、うまく政策に位置づけて、今後、日本の競技力向上やスポーツ振興に役立てていくのか、この点については、後ほど私見を述べたいと思います。

限られた時間ですので雑駁な報告ですが、少なくとも新スポーツ振興法とスポーツ省（庁）構想に、我々が考えるこれまでの研究課題というものの、とりわけ私は質の研究というか、スポーツ文化の質的なものが日本の場合これからどうなっていくのか、量的なことは先ほど申し上げましたが、日本国民として「豊かなスポーツライフ」という概念がどのようにスポーツ振興によって進められていくのか。

競技スポーツというもの、そこに夢や感動が与えられ、子どもの運動能力や体力の改善にどのようにつながっていくのか、そうしたメカニズムやシステム教育環境にきちっと系統立てた新スポーツ振興法であったり、また、それを動かせるためのリーダーシップをとる専門機関設置や指導者養成については、その設置は私は大賛成ですけれども、そのあり方については、今後、きちっと議論をしていく必要があるのではないかと思います。

5分ほどオーバーいたしました、以上です。

松尾 どうもありがとうございました。

川西先生からは、日本の体育社会学の中でスポーツ政策はどのような形で研究されてきたのか、あるいは今のスポーツ振興法、新スポーツ振興法、スポーツ省（庁）をめぐるベースになる、日本のスポーツ政策研究の動向についてのお話をいただいたところです。

それでは山本浩さんに、今のお二方のお話を受けて、新しいスポーツ振興法の制定、スポーツ省（庁）設置に向けた今の動きについて、先ほどのお話のサマリーの部分とともに、5分程度お話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

山本（浩） 2回目の高座に上がる落語家のような形になりましたが、ポイントで言いますと、1つは日本全体がプロ化を始めているという話です。このプロ化といいますのは、

自分の打ち込むものに対して、自分が捧げられるものすべてを捧げる方向に来ているということ。

例えば隣を気にしない。電車の中でもよくありますが、携帯電話で盛んにメールを打ち、隣の迷惑にならないようにということでしょう、自分のゲームを小さな音で聞きながら集中している、あれはそれぞれの人の間に見えない壁ができています。我々、お隣に見られたくない、見たくないという状況の中に強引に、その満員電車の中に押し込まれると、自分で見えない膜をつくり、カプセルの中に入ってしまおうという、そういう傾向が、ある意味でプロ化を助長していくようなところもあると思います。

もちろんプロ化を目指す人たちの中には、自分自身をその殻の中で完成させたいという強い自信を持っていることもあるかと思いますが、そういう傾向が今、スポーツ界の中では特にポジティブにとらえられている気がします。

北京では韓国の選手村に行きました。日本の選手村に行かないで韓国の選手団長に会ってきたのです。ことしの北京オリンピックは、韓国は大変好成績でした。マスコミは気が早いというのか、早く答えを求めたがるというのか、「勝った理由は何ですか、強さの秘密はなんですか」と、すぐに聞きに来るのです。

大学の先生からすると、おまえ、ちょっと調べてからなんか言えよ、という感じになると思いますけれども、韓国の選手団長に会いに行くと、意外な答えが返ってきました。ことし5月25日に韓国のNOCの会長が変わったのです。この会長は、実は2002年から少し会長をしていた方でしたが、この方が再びもとへ戻ってきたのです。

この会長が5月25日に韓国のNOC会長に就任してまず言ったことは、「尊敬を集めるために戦うな。責任と義務を考えるな。」ということだそうです。そして、「メダルを取ったことのあるオリンピック選手は次もメダルを取ってほしい。だが、色は問わない。何か1個取って帰ってきてください。」と言ったそうです。

個別の競技団体のトップに言ったことは、「自分の競技が終わっても、必ずチームメイトを応援しに行こう」ということです。「韓国は長い間、自分自身の責任と、国へ帰ったときに自分がその責任を果たしたかどうかという義務感や責任感にさいなまれ、顔はいつもこわばり、チームメイトでさえ蹴飛ばすような振る舞いがある。それを改めさせたのだ。」というのです。

決して、新しくナショナルトレーニング・センターができたことが理由だとか、あるいは大きなお金が動いたということではない、と言うのです。選手の振る舞いそのものに、

「これまでと違った、自分が殻の中に閉じこもっていく、そういう姿勢を改めさせたことがつながっているのではないかと、自分は分析している」と言いました。

韓国は、ある意味できわめてプロ化の進んでいる国です。まさに先ほどの先生方の話にありましたが、「底辺が広ければ頂点が高くなる」というものとは全く違う構図を韓国は持っています。こうした中でのプロ化を、一体どれだけポジティブに我々はとらえていくか。それはスポーツ振興法、あるいはスポーツ庁、スポーツ省が目指す広い道の中に必ず計算されていなければならないことだという気がします。

プロ化が最もおこなわれているものの中に大相撲があります。大相撲は昔ながらの社会をそのまま体現していると思います。このスポーツ振興法、あるいはスポーツ法、スポーツ省、スポーツ庁の設立に向けた動きの中でもう1つ大事にしなくてはならないのは、このプロ化の問題と日本独特のものの考え方です。

現在、相撲部屋は53あります。昔は25ぐらいでした。一門同士の中では対決しない、部屋が違えば対決しない仕組みがあるところから、「部屋が違えば対決をする」仕組みに変わっていきます。そして次第に一門のたがが緩み、部屋がふえていきました。

このふえていく背景を親方に聞きますと、「わかるだろう、山本さん。例えば3年先輩と一緒にいてごらんよ、同じ職場でずっといるんだぞ。40、45、50になっても、3年先輩はずっと偉そうにしているんだ。そういう世界にずっといて、例えばその先輩に経営能力がないとき、仕えようと思うか」と。そのようにして権利を得た親方たちは部屋を分けていく、そういう意識もあったのです。

まさに、これはおかしい。職場を見るとわかります。今、後輩に、おい、飲みに行こうかと言うと、「いや、ちょっときょうは予定が」と、ほとんど行かなくなりました。個別の生活、つまり、殻の中に閉じこもりたがる、そういうふうに見える生活パターンに移っていきます。

相撲部屋も全く同じ構図です。小さな部屋、小さな部屋になり、関取が1人もいない。関取というのは10両以上を関取と言いますが、関取が1人もいない部屋があります。昔は100人ぐらい、力士や親方がひしめいていて、その中でけいこをして、そして日常生活がありました。けいこがひとついい加減であると、そのいい加減なけいこに対して非常に厳しい対応策がありました。

昔、栃ノ海という横綱がいました。この横綱があるとき、若乃花・栃錦時代に時の横綱に呼ばれてかわいがられるのです。例のかわいがりです。このかわいがりを受けるのです

が、当時は当たり前でした。なぜ当たり前だったかという、このかわいがりを周りが全部見ているのです。かわいがりをどこでとめるのか、どこでとめないのかは、かわいがりを経験した人ばかりですから、ここでとめる、ここでとめない、というのはわかっているわけです。

それに対して今はどうかというと、核家族化ではなく核相撲部屋化した相撲界は、その小さな中でそうした習慣、とめるストッパーを知らない人たちがたくさんいる。そこにロシアのレスリングのチャンピオンがやってきて、いきなり1年2カ月で関取になってしまふ。だれがこの人にスポーツとしての相撲ではなく、振る舞いとしての相撲、生活としての相撲、人間としての相撲を教えるかということ、いないのです。

こういう状況が我々の知っているスポーツの中にもごく当たり前に生まれ始めているのではないか。それをこういうスポーツ振興法、あるいはスポーツ法をつくるという広い道が、もう一度そこからあってはならないものを外し、あるべきものを抽出してくれる、これを私は考える必要があると思います。

松尾 どうもありがとうございました。

今、3名の方から御報告をいただいたわけですが、ここで指定討論者の佐伯先生に、3名のお話をお聞きになってのコメントをいただいて、そして御質問をいただければと思います。佐伯先生、どうぞよろしくお願いします。

佐伯 こんにちは。佐伯でございます。2月の中旬にスポーツ議員連盟から講演の依頼があり、日本におけるスポーツの現状と改革の方向、法整備に関する基本的な問題という話をしました。その後、先ほど山本さんからお話がありましたように、スポーツ議員連盟スポーツ振興法改訂プロジェクトチームのアドバイザリーボードに指名され、これまで7回の会議があり、1回だけ休みました。そういう関係で、きょうは指定討論者になったのだと思います。

川西さんを除いて、両山本さんお二人ともアドバイザリーボードに関係しているので、内容はよく御存じだと思いますが、私がレクチャーをしたとき、最初、私の話が始まる頃議員は10数名いました。私がレクチャーを終えるまで残っていたのはたった2人です。また、私たちのアドバイザリーボードに議員が来ることは滅多にありません。これが現実だということです。

きょうも、山本さんには本当に突然のレクチャーということで申しわけなかったのですが、本当は、日本のスポーツ政策の最先端の担い手である衆議院議員が講演する予定だと

言うことでした。「議会が忙しい」と言っても正式な議事ではないのに、「ここへ来るよりもそちらが大事ですか」と言いたいですね。私は、ここへ来た方が票は取れる、と言いたところですが、それが日本の政治家のスポーツ認識です。非常に強く感じるのは、スポーツ議員連盟は政策集団ではないということです。スポーツ界の陳情受付団体だということです。

これは、山本浩さんに質問したいと思っているのですが、これまでアドバイザリーボードに御参加になって、幾度か関連する政治家とお話をして、省や法律ができて、では政策をだれが作るか、政策をつくることのできる人はいるのか。政界にはいない。官僚にもいない。省や庁をつくってどうするの？ という話をどうするのか？という問題ですね。

これでは、先ほど山本真由美さんの報告にあったイギリスにおけるスポーツ政策と比較にもなりません。例えばベーシック・バリューという部分、政策を決定するためにはベーシック・バリューについての公共的な認識がなければ政策は遂行できないのです。それは何かと言うと、日本で言えば、スポーツの公共性についての社会的な認識の共有です。これなくして、法律をつくるということは、ある種の暴走です。

私に言わせれば、今の議員連盟にはその責任感がない。法律をつくるということは一体どういうことか。それは、1つの権力を実体化する、スポーツについての権力を実体化するのだということであって、作る側は、それについての覚悟が要ります。そういう意味で、本当に急がない方がいい。急がない方がいいというのはそういう意味です。

そういう現実的なことを一方に抱えながら、私は当分科会の立場として、日本のスポーツ政策のこれまでの評価、そしてスポーツの現実の評価、そして政策あるいは政治との関係、さらに将来の展望という3つの段階で、このことは考えるべきであろうと思います。それについては川西さんがきょう、ある程度の整理をしていただきましたが、私も体育学会50周年のときに、「体育学50年の歩み」ということで、体育学研究の整理をしました。

基本的に見ますと、私は日本の体育社会学の研究は政策追従型であるという結論を出しました。それは学会における発表自体だけではなく、分科会の学術誌であった『体育社会学研究』あるいは『体育・スポーツ社会学研究』の内容、あるいは著書などを見てもそうです。体育社会学自体の発生が、我が国のスポーツ政策と非常に深い関係にあります。

先ほどありましたように「社会体育の勧め」ができて、学校体育から研究の対象が一挙に広がります。その基本的な研究の主導モデルは、多分、「我が国におけるスポーツの構造と変動」というレポートだったと思います。これで社会学的研究モデルができて、地域に

どんどん広がっていったと思います。

そういう形で来ていますから、基本的には政策追従型で発展してきたというわけです。したがって当然、スポーツ振興基本計画が出れば、ほとんど総合型スポーツクラブ中心の研究にステージが変わるわけです。そういう動きの中で本格的にスポーツ政策論をやっているのかと問えば、ある意味で、それはほとんどない。

ではどういう形でこの政策論を展開しなくては行けないか。まず、政策事実をどうとらえるかということがあります。それは政策の中にうたわれている政策論に、政策内容、政策方法、政策効果というものについての一連の言説があるかどうか。その政策自体が遂行されていくプロセスに、政策経営、政策事例、政策展開、政策評価というような段階があるか。

この事実をきちっと押さえると同時に、それがどういう文脈の中で、なぜそのように展開するか、を問題にしなければなりません。これが非常に重要です。このときに、1つは政治課題、もう1つは生活課題、これは2極化できない非常に微妙なところがありますけれども、そういう視点で政策自体を見ていかなければいけないだろうと思いますが、そういうところが基本的にはきちんと検討されずに来ている。

今のところで言いますと、山本真由美さんで言えばイギリスの、今、イングランドのスポーツ政策の文面の中で、一体どういう政治課題やどういう生活課題を解決するためにこういうものが出てきているのか、そこでネゴシエーションが必ずあるはずですが、それはどうなっているのかということですね。

日本と非常に違うところは、日本は国際競技大会と言えば、オリンピックほど突出したものはありません。イギリスの場合は英連邦大会という、かつての宗主国であるイギリスの名誉をかけた大きなイベントがあります。また、ヨーロッパとの関係では、ヨーロッパ選手権も非常に重要です。

したがって同じナショナル・プレゼンスを高めると言っても、違った国際的な文脈があります。イギリスがここに来て急に、国策としてスポーツ政策を取り上げるぐらい強調せざるを得なくなった政治課題と生活課題をどのようにとらえておられるのかということをお尋ねしたいと思いました。

川西さんについては、簡単に言うと、日本のスポーツ政策は本格的な意味でスポーツ政策であったかどうか、教育政策ではないのか、という疑いがまずあります。例えばスポーツ振興法の第2条のスポーツの定義を見れば、教育政策と言われてもおかしくない。そう

いう意味で、本当にスポーツに固有の政策があったのかどうかということです。

今、スポーツ法を制定しようというときの最大のキーポイントは、スポーツに特化した固有法をつくるといったときに、その固有法を必要とする最もベーシックな立場、スポーツの価値についての公共的な認識はあるのかどうかという議論が、実はなされずに来ているということです。例えば、これまでの日本のスポーツ政策で言ったときに、その点は一体どうなのかということです。

生涯スポーツというコンセプトが出て、生涯学習のロジックの一端の中にスポーツが入ってきて、スポーツ振興基本計画という初めての具体的な政策が出たわけです。ただ、それは明らかに TOTO の財政的な裏づけを受けていたのであって、それがうまく回らずに予想外の不出来であった。ことしは 900 億ぐらいの売上がいって、360 億ぐらいの配分金になると聞いておりますけれども、当初からこの状態だったら、多分、スポーツ振興法の改正というようなことは出てこなかったと思います。つまり、「TOTO ではうまくいかないからやはり国だ」という流れになってきているところがあって、それが日本のスポーツ政策が具体化していく過程で浮上する問題であり、そこにスポーツの公共性認識と税の支出という基本問題があるのです。ただ、これが超党派である種の合意を得つつあるという背景、政治的な文脈で言うと、私の解釈では、国民国家最高の非常に大きな政治課題であるわけです。

ジャパン・アズ・ナンバーワンから急落して 10 数年の不況の時代、その間、韓国及び中国が台頭している中で、今、政治家の意識は国民国家の危機というもの強く持っていると思います。ほかのところでも書いていますが、例えばナショナリティーの内政的な資源で言えば、日本の場合は、本当かうそかわかりませんが、万世一系の天皇制は国民国家形成の非常に重要な内政資源です。しかしこれは、昭和天皇の崩御の後、それほど強いナショナル・アイデンティティーを喚起する装置ではなくなりつつあります。

もう 1 つ、非常に大きなグローバリゼーションが展開し、企業はどんどん海外に出て、合従連合しています。そこにこれまで経済成長を国是としてやってきたナショナリティーの 1 つの基盤も弱くなっています。そういう状況の中で、このグローバリゼーションの中で、新たな国民国家論をきちっと探さない政治があり、そこに「メダルに頼って国民国家を」という非常に安易なものが出てきているということです。

政治課題で言えば、私は今のスポーツと政治の関係で言えば、国民国家論をどういうふうにするのか。言い方が適切ではないかもしれませんが、依然として



韓国や中国と同じようなナショナリズムで私たちは日本のスポーツを考えるのか。そんなところに政治課題と生活課題の接点をきちっと見つけられるのかどうかですね。

「省にするか、庁にするか」という議論の中で、省となるとやはり少なくとも数千億から兆の年間予算がなければいけないわけです。だからもしスポーツ省をつくるとすれば、1兆円規模のお金を取ることになり、それは健康を抱え込む以外、成立しません。健康を抱え込めれば、恐らくそういう形で省の設置ができると思います。けれども、これは多分、困難でしょう。そういう見通しも幾つかあります。

普通で言うと、政治課題と生活課題のちょうどネゴシエーションするところに圧力団体があるわけです。ところが日本スポーツの場合は、圧力団体にはならない。「お願い団体」です。JOCも最近はおお願い団体です。これは生活課題のルートが弱いということです。

そうすると、政治の勢いで……政治の勢いがいつまで続くかわかりませんが、今のタイミングで動くことは、間違いなく拙速だということです。次期総理候補と言われている人と政界再編成という文脈の中で起こっている事態ですから、選挙の結果がどうなるかということによって、随分変わる可能性があると思います。

そういう政治の文脈、そして健康をめぐる国民生活の現実、もう1つ大きくは、生活課題の中で、環境・共生、平和・友好、福祉・人権というグローバルな、今の地球人が直面している生活課題とスポーツの公共性をどうやって結ぶことができるかということが、きちんと議論されなくてはならない。その点について、川西さんにも御意見を伺いたいと思います。

松尾 どうもありがとうございました。

それぞれのコメントをいただきながら御質問をいただきました。まず山本浩さんにお答えをいただく前に少し確認をしておきたいと思います。資料を用意させていただきましたけれども、実は萩原健司さんの通信の裏面に、決定のプロセスを表化させていただいております。

去年10月、自民党のスポーツ立国調査会が立ち上がり、月2回ぐらいのペースで開催されています。一方で、超党派のスポーツ議員連盟が、12月に新スポーツ振興法制定プロジェクトチームをつくり、こちらも隔週火曜日に展開されています。それぞれにヒアリングという形で競技団体やいろいろな有識者の方々を呼んでやっていこうというスタイルです。

先ほどお話がありましたように、4月3日に第1回のアドバイザリーボードが開催され、その後、7回開催される中で出てきたのが、今のところ、両方兼ね合わせた形で、お手元

にお届けしておりますようなスポーツ立国ニッポンを目指していくということです。いろいろお聞きますと、秋に開催される臨時国会に提出される方向で動いているという情報をいただいております。

つまり、これはかなりリアルな形で進んでいて、一方で政策をつくっていける人はどこにいるのだという話もありながら、この辺の流れを少し踏まえて、山本浩さんには佐伯先生の御指摘に対するお答えをお願いします。

山本（浩） 日本のスポーツ会の現状は非常に調整型の組織です。例えばプロ野球界もそうです。コミッショナーというのは、あくまで調整をする役です。相撲協会の理事長も調整役です。その調整役に非常に大きなパワーがある人が来た場合、組織が割れたり混乱することがあります。この組織のトップにいる人が調整役であった場合にはどうなるかと言いますと、組織の構成要因たちの意見の大勢で決まったり、あるいはなかなか改革が進まないという面があります。

プロ野球と日本の相撲は構造的に大変よく似ています。53の部屋と12球団それぞれが、自分の利害がまず優先し、自分たちの意見を持っています。そのかわり、そのトップにいる人たちに強いリーダーシップが出てくると、突然、あるグループをつくり、反対派になり、足を引っ張ります。こういう組織がうまく機能するためには物すごく時間が必要であることと、すぐれた官僚が必要です。まさに佐伯先生が言われるような官僚です。

特にトップにパワフルな人が来てしまった場合、組織を割らないためには、そのパワフルなトップとそれぞれの構成員の間に立つすぐれた官僚、ある意味で言うと、ミドルサイズの調整役が必要です。それをうまく果たしたのが日本サッカー協会です。

非常にパワフルなトップが来て、それが各チームあるいは各単位の1つの個に対してどう説得したかという、1つは、お金です。日本サッカー協会がバックグラウンドとして背中に持っている大黒様の袋の中から各単位に向かってお金を渡していきました。全都道府県のサッカー協会を法人化してお金をつぎ込み、提案をさせて、事業をするとお金を渡すと同時に、調整役をしっかりと果たしたということです。

こうした日本のスポーツ組織のシステムを考えてみますと、私は今回、省なり庁ができたときには、そこにボードが必要だろうと思います。そのボードは、私は選挙で選ばれべきだと思います。その選挙とは一体何かという、恐らくこの近未来的な選挙はインターネットによることになると思います。スポーツ関係者が選ぶボードメントです。

今度、裁判員制度が始まりますけれども、スポーツ政策委員制度——これをそれぞれの

競技団体の人たちは、なるべく自分の競技団体の人間を推薦するメンバーが出るように、投票メンバーをふやすということではなく、インターネットを使って自分たちの競技を応援する人たちをふやしていこうという動きをすること自体、つまり、スポーツ政策委員を選んで彼らをボードに送り込もうとする動き自体が、日本のスポーツに対する関心をあおっていく可能性があると思います。

言われるように、政治家にそれを託すのはきわめて難しいし、そこに有能な官僚がただちにいるかというところ、これまた難しい。その点を考えますと、今、日本のスポーツを愛する方々、あるいはスポーツに携わっている方々自体がそこに積極的に関与できるシステムが必要だと思っています。

松尾 ありがとうございます。

続きまして山本真由美さんから、御質問に対する答えをいただければと思います。

山本（真由美） 先ほど佐伯先生に御指摘いただいた、どのような政治課題を解決していくのかというところで、政治的な課題と生活課題があって、どのようにそれが表現されているのか、それはどこかというところですが、生活的な課題と言ったときのフォーカスとしてはマイクロレベルのところ、政治的な課題といったときはマクロレベルの問題が言えると思います。

そのマクロのところを考えたときに、いろいろな表情がある。マクロレベルでやれば、UKのコンテキストもあれば、今であればEUのコンテキストもあり、さらに世界的なコンテキストがあると思います。

世界的なところでEUの影響力が拡張していますが、まず言えるのは、EUの中でどういうプレゼンスを示すのかということが、政治的な課題としてUKにはあると思います。ユーロに入らなかったことは別して、EU議会が回っていく中でどのようにUKがプレゼンスを示すことができるのか。EUが拡大していく中で、見えなくなってしまうのではないのかという潜在的な不安があり、さらにそれを大きくした場合に、国際的なプレゼンスはどうするのかというところが政治的な課題としてある。

さらにEUが拡大していく中で、ますますマルチ・カルチャリズムになっていき、政策的な方針としては、フランスのような統合政策ではなく、UKはマルチ・カルチャリズムを擁護しダイバシティを受け入れ、政策的な方向性もそのように示していきますよというのが本質的なものであると思います。

その課題をどのように表現し、達成していったらいいのかというときの社会政策の中に

位置づけられているのがスポーツであり、そのスポーツにおいてどのようなところで社会的な政策課題が考えられるか。

フランスの場合は、フレンチをしゃべることができないとフランス人ではない、というところがありますが、UKの場合は、どのようなランゲージを話していてもいい、いかなる宗教的な信念を持っていてもいい、しかし、昨今の政策的な課題としては、結局、英語を話すことができなければ日常的に支障を来す。公共政策から考えると、それは非常にお金のかかることです。すべて言語で翻訳されていなければそれは平等ではない、という見方をされているので、マルチ・カルチャリズムをどのように公共政策として進めたら良いかということが、政治的なマクロな課題としてある。

生活課題、マイクロなレベルで考えると、(もちろん政治的な課題と生活課題はオーバーラップする部分があると思いますが) 政治的な課題として出ているのは、肥満児が増えているということです。メディア化された上での言葉がありますが、肥満の市民が増えることで健康で健全な生活を送れない、福祉の負担が増えるといったリスクをネガティブに書き立てるといふことがある。生活課題が政治的な課題として取り上げられるようになってきている。

よくスポーツを区分化されて考えられてしまうこととして、生涯スポーツ、健康政策、学校体育や学校でのスポーツ活動、エリートスポーツとあると思いますが、それらは一つの大きな政策課題として考えなくてはならない。先ほど言ったフリー・スイムは、コンペティションで勝って目標を達成するというものではなく、すべての人々が自分のベストなパフォーマンスを生み出し、その目標達成のためのサポートが可能な政策を取ることが必要となる。

松尾 どうもありがとうございました。

それでは川西先生、今、お答えただけのところでお答えいただければと思います。

川西 佐伯先生から御質問のあった内容ですけれども、1つは、スポーツ政策であったかどうか、固有の政策がこれまで日本であったのか。確かに私もこれまでのスポーツ政策、でスポーツ振興法という法律にかかわらず、どちらかと言えば日本のスポーツの社会的変化や文化的側面が進化して、そうした現象に対して追従してきた対応策といった方が実際的ではないかと思えます。

これから新スポーツ振興法を新しく制定するのか、改訂するのか、わかりませんが、今後、50年を見据えた形でのスポーツ振興というものの枠組みを考えるべきであり、

それは、場当たりのなものではなく、これからの日本をどういうふうと考えていくかという、ひとつビジョンを持って考えていくべきだろうと思います。

その視点は、私は研究の中でよく言っているのですが、ローカルな視点も必要ですし、いわゆるグローバルな視点、グローバルスタンダードを持ちながら、日本としての独自性を追求していくような理念あるいは基準を求めるべきだろうと思っています。

やはり、日本人の持つスポーツ文化というものを固有のものとして求めていきながら、その辺をうまく取り入れられる課題をきちっと整理していくことのできるような法律であってほしいと思います。

もう1つ、順天堂大学の野川先生が過去のシンポジウムでお話しされた「多文化共生」というものは、これからの日本の人口動態を考えると避けて通ることのできない、文化形成の中に必ず出てくることだと思っています。例えば多文化的なものが出てき、ブラジル人の学校ができたり、多くの移民のコミュニティができています。これは移民が多いカナダやヨーロッパ諸国ではごく当たり前のことですが、一方で移民間の統合などが地域スポーツクラブ政策の重要な課題になるなどなっています。

様々な場所で起こりうる多文化共生という部分を避けて通ることのできない現状や、また、急激に進む少子高齢化社会でスポーツ振興のどの部分に価値を求めて考えていくか。こうした広範囲にわたる現状分析をきちっとした形で、今後、50年、日本がどうなるのかという立場の中でスポーツを位置づけ、スポーツに特化した内容で、固有の政策が必要なのかどうか、という点も吟味しながらやっていくことが必要だろうと、私は思います。

スポーツの隆盛と言われる部分で、これから高齢者が多くなります。こうした状況で高齢者の虐待という問題が出てきた時に、様々な面に対応していかなければならない。いわゆるこれまで理念型の法律を志向してきたので、いかに社会での弱者の保護や、スポーツをする権利の保護等もきちっと明記すべきだろうと思います。

そういう部分で今後の社会を考えると、日本のスポーツ振興にかかわる法律というものが、私は、現状の改善をしない限りは理念型ではすまない、むしろきちっとした具体策を示すという細かい規定を含むためには、現状評価と改善策への展望を示すべきだろうと思っています。

今後、生涯スポーツや競技スポーツについては、やはり両輪で行くべきだろうと思います。すけれども、両方とも平等な見方をしなければいけないだろうと思います。競技だと優先してやるというだけではなく、国としてどういったスポーツ文化を目指すのかというビジ

ョンを大所高所から検討し、きちっとした理想像を出す必要があるのではないかと思います。以上です。

松尾 どうもありがとうございました。

指定討論者の佐伯先生からコメントと御質問をいただき、それに対するお答えをいただきました。時間的には非常に押してきている状況がございますが、ここでフロアの方から御質問あるいは御意見をちょうだいしたいと思います。時間の関係で短めの御発言になるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

なお、御発言をいただきます場合は御所属とお名前を教えてくださいたいと思います。いかがでしょうか。

森川 具体的なことで、論は2つあると思います。1つは、1978年のユネスコの体育スポーツ国際憲章が制定されてちょうど30周年です。今度のスポーツ振興法の制定と言ったとき、あるいは現行のスポーツ振興法でもいいですけれども、ゲームとしてのスポーツ論を前提として考えるのか、考えないのか、これが1点です。

2つ目は、今のスポーツ振興法は御承知のように議員立法で、責任ある政府が提案した政府立法ではない。新たに掲げている新立法も議員立法のようですけれども、こういう腰砕けの姿勢でいいのか。具体的には、スポーツ振興法第19条の体育指導委員が専門職ではなく、施設整備についても、既に1989年の答申で、国の責任は都道府県、地方自体に任せる、公共スポーツ施設の整備はしない、ということです。こういったようなことを含めて、具体的な提案をしていただきたいと思います。

松尾 どうもありがとうございました。

資料を1枚用意させていただきましたが、今の御発言の中で、国家戦略としてのスポーツということで、今のスポーツ振興法と比較したものがこれです。例えば今ご指摘の問題、あるいはここで出てきている、スポーツ振興法ではなく、国家戦略としてのスポーツに入っていない中には、やはり地域、職場、野外活動等々、あるいは科学的な研究の推進のようなのは全く入っていない状況です。

そういうようなことも含めながら、今の御質問についてお答えをいただければと思います。

山本(浩) 私は、権利としてのスポーツ、スポーツ権というものについては、当然、言及すべきだと思います。それと、議員立法で行われるということは、逆に内閣で決めて、本当にそのままいったときに、その状態でやると先行きが危うくなるという可能性もある

のではないか。それから、スポーツというものが票とどう絡むのかといったときに、国会議員が相対として、「これが票になるのだ」という考え方があったと思います。そうしたもろもろの利害というものが、この議員立法につながっていったのではないか。今、800兆円と言われる国の負債の中で、すべてに予算を確保した上でのそうした立法ができたかという、なかなか難しかったわけです。

松尾 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

影山 東海地区新聞の影山です。先ほどからずっと聞いて、今度の計画を見ると、議員もそうですけれどもみんな、日本のスポーツ、体育がおくれている。いわゆる1904年の国連決議というのがあり、これは、2005年はスポーツと体育の国際年ですよ。

そういう中で、山本さんの発表などを聞けば、この決議がそのまま今でも生きている。しかし、日本の今度の報告書を見ると、何10年もバックしている。世の中はまさにスポーツの発展だけです。それは競技スポーツです。私は反対ですけれども、スポーツが嫌いだという人もいますので、もう少しそういう人たちの意見も聞いて、これからどうするのだということをみんなで考えなければだめだと思う。

松尾 どうもありがとうございます。

多くの方々の御意見を聞きたいのですが、時間が迫っております。今の影山先生の御意見なども聞いていただいた中でお感じになられたことも含めて、各シンポジストの方にまとめのコメントを2分程度いただければと思います。

山本（浩） 厳しい叱責をありがとうございます。

私はボードの中で1人、国が責任を持つということに対して少し抵抗しました。それは、国が責任を持つということは、今回のJOCの選手団の派遣団の紙に、「君たちは税金を使っているから、答えに対しては責任を持て」と書いてあるので、こういうスタンスでいいのですねと言うと、「いや、そうではない」とおっしゃった。私は、スポーツの自治、スポーツの自由をどの程度、各人がかなり気にしながらこのプログラムを進めたと思います。今、「国家戦略としてのスポーツ」と書いてあるものは、あくまでも途中経過の、これから型にはめていく問題ですから、そこに対しては積極的にものを言っていきたいと思います。

まさにおっしゃるとおり、メディアが取り上げる機会が非常に少ないと思います。その1つのいいわけは、阪神の独走ではないですけれども、やはり北京オリンピックの問題、それと北京をからめた四川の大地震など、中国が開催地だったということです。アテネの

ときには、もっとスポーツ的でした。そういうバックグラウンドにどうもマスコミに振り回されている可能性、そういう見方をされる方は大いにあると思います。パラリンピックが終われば、恐らく、星野さんがWBCの監督にならなければ、このスポーツ振興法に対する議論がもっと積極的に出ていたと思います。私もそういうふう仲間を叱咤しました。

松尾 どうもありがとうございました。

山本（真由美） 佐伯先生がおっしゃっていた点と少し観点が違うかもしれませんが、佐伯先生の方から「スポーツ政策論がやられていない」という御指摘があり全く同感なのですが、今年初めて2009年3月に、“International Journal of Sport Policy”が初めて出されます。

これまでは、社会学の中に政策の問題やマネジメントの中に政策の問題が入っている。今度このように初めて国際ジャーナルが出るということで、スポーツ政策論、政策論的な観点からスポーツを分析し、政策内容、方法、効果、さらにプロセスと展開について分析をし、スポーツにより国家政策、戦略として何を目指していくのかといったことに関して1つの学問的な位置づけが明確になっていくと思われま。

松尾 どうもありがとうございました。

それでは川西先生からお願いします。

川西 まとめということですが、今日は時間も限られておりましたので、論議するにはこれより先の準備が必要な感じもしています。体育社会学専門分科会としては、様々な分野でそれぞれの研究成果を収めている先生方もおられますし、そういうグループもごございますので、できましたら分科会としてこういう研究プロジェクトを発足して、実際にきちっとまとめるようなことができればいいなと今日は思いました。来年は60周年という体育学会の節目でもございますので、分科会としても継続して様々なことを考えていくだろうと思っております。

特に「日本のスポーツ振興政策」という部分でさまざまな視点をもとに考えれば、質と個への対応、個人での対応という部分をどのように振興政策の中で考えていくのか。あるいは政策ですから、どこまでをトップダウンの領域、どこまでをボトムアップの領域として考えて政策に対する内容を検討していくのか。この点について政策的に研究していく必要があるだろうと思います。

松尾 どうもありがとうございました。

それでは指定討論者の佐伯先生から御発言をお願いします。



佐伯 こういうことは、日本だけではなく世界的に共通で、つまり政治課題として、非常に直接的に「メダルが欲しい」ということなのですね。それは要するに、スポーツが非常に重要な政治資源になり、また、メディアスポーツやイベント招致に見られるように、文化資源としても経済資源としても、非常に重要になっているということです。これを制御することが、社会的に非常に重要な課題になってくることは間違いないわけです。

では、それをどういう形で制御するのか。法というもので制御する場合に、その法は「国家」のためだけにあるわけではなく、国家の機能を制御する「社会」のものとして確立しなければならない。しかし、法が本当に社会的なものになるためには、その形成プロセスで民意というものが相当強くそこに入らなければならないわけです。しかし、今の段階では残念ながら、スポーツに関する民意反映は体協とJOCの2つのルートしかなく、これが本当に日本のスポーツ愛好者の代表団体として認定できるかという大きな問題があります。専門分科会としては、そういう日本のスポーツの今の構造とスポーツの現実が、一体どういうふうに通して政治に反映されるのか、このあたりを積極的に考えていくことが重要ではないかと思えます。

松尾 どうもありがとうございました。

本日は「日本のスポーツ政策の課題と展望」という形で進めてまいりましたけれども、現実に新しいスポーツ振興法が提案する可能性が非常に高い中で、現実的な今のスポーツ政策の課題といったものについて、私どもは真摯に取り組んでいく必要があるのだらうと思えます。

いわゆる政策追従型の研究をしたままでいいのかという、大変重要な提起でしたし、そのもとになっているスポーツから、あるいはスポーツの価値を、公共的な認識を持ってもらえるような取り組みや研究を私どもはしてきたらうか。生活課題の政治的な課題の中で、色濃くこの政策についても、私どもは本当に声を上げてそこに取り組んできたらうか。そのことについても、私どもが真剣に取り組むべき課題として今の結果を言われたのではないらうかと思えます。

ただ、スポーツの根幹法として新スポーツ振興法が提案されようとしている今、私どもはそれをしっかりと見守り、学会として「提言すべきは提言する」という時期が来ているのかもしれない。

本日のシンポジウムを契機としまして、新スポーツ振興法の動き、あるいはそれに関連するスポーツ庁構想の動き、あるいはその内容等についての議論がますます活発になるこ

とを期待いたしまして、本シンポジウムを閉じさせていただきたいと思います。

小谷 一言、言いたいのですが、いいですか。

松尾 わかりました。今、「ありがとうございます」と言おうとした瞬間に、「一言、言いたい」ということですので、皆さん、一言いただいてよろしいでしょうか。

では小谷先生、一言。

小谷 一言、言わせていただきまして、終わりにいたします。先ほど森川さんがおっしゃいましたけれども、スポーツ振興法の19条です。19条が指導者のことについて、「何の資格者もない」という、これは今後、重大な意味を指しています。具体的に提案しますけれども、「スポーツ振興法19条 専門職とする」と、ぜひつけてほしい。

今、部活の問題が、学校でやることがあやしくなってきた。このことをどうするのかと行ったときに、我々は場所・プログラム・集団という3つのことにスポーツを進めようとしています。まずは指導者が、学校の先生方がやってきたわけですが、地域でこれを専門職としてやってレベルを上げていかないと、国民が「スポーツとは何ぞや」ということにつながらないのです。

これを最後に言わせていただきます。

松尾 実はこういう具体的なことに入ると、もっと言いたいことがあります。それを私たちがとりまとめてみんなで提案していく動きが必要なのかもしれません。

佐伯 アドバイザリーボードではスポーツ権の問題の議論、指導者資格の問題の議論、文科がつくる資格はビジネスにならない。厚生労働は必ずビジネス化する、その違いをはっきり指摘しています。そういう細かいところから、多分、スポーツ界にメリットが起きるようなものになると思いますけれども、これは直接的な意味で、では、本当にどこがメリットになるのかと見た場合、そこをきちっと政策研究で整理する必要があるでしょう。

松尾 ありがとうございます。

力強いアドバイザリーボードのメンバーでもいらっしゃる佐伯先生、山本浩さん、山本真由美さんなどもアドバイザリーボードでいらっしゃいますので、ぜひ御期待したいと思います。これからもこういう議論がますます盛んなることを祈念いたしまして、今日はここで閉じさせていただきたいと思います。

皆さん、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

(了)



■ 配布資料



日本のスポーツ政策  
課題と展望

NHK 解説副委員長 山本 浩

[スポーツ政策の転換]

- ・スポーツ振興法(1961)が時代に合わなくなった。
- ・国のスポーツ政策の方向性を打ち出す保健体育審議会(現中央教育審議会スポーツ・青少年分科会)
- ・官僚による政策決定の拒否
- ・文部科学省体育局

[政策に現れたスポーツ]

- ・スポーツ振興基本計画(2000年9月13日)
- ・2006年9月21日改訂
- ・スポーツ振興を通じた子どもの体力向上方策
- ・生涯スポーツ社会の実現のための環境整備
- ・週一回のスポーツ実施率を50%に
- ・国際競技力の総合的向上方策
- ・メダル総数の3.5%(2010年までに)を獲得する
- ・「21世紀における国民健康づくり運動」(厚生労働省)
- ・「健康日本21」平成12年4月施行
- ・「家事、庭仕事などの日常生活活動、余暇に行なう趣味・レジャー活動や運動・スポーツなど、全ての身体活動が健康に欠かせない」
- ・「健康日本21改訂」平成20年4月施行
- ・多様な分野における連携
- ・「総合型地域スポーツクラブの活用などの生涯スポーツ分野における対策」
- ・「新健康フロンティア賢人会議」平成19年(内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省)
- ・「子どもの体力向上国民運動」平成15年度(文部科学省)

今回の取り組み

- ・超党派による取り組み
- ・「スポーツの振興に関する国の取り組みを含めて、スポーツ振興法の改訂、スポーツ庁の設置が急務である」(麻生太郎プロジェクトチーム会長)

・議員立法を目指す

- ・省庁の合意がとりにくい

[政党のスポーツ政策]

全ての政党のHPに見られるわけではない

<自民党>

- ・五輪のメダル倍増計画(01/9/18「自由民主」)
- ・「金メダル」が健康増進にひと役
- ・メダルを一つでも多く取ることが国民のスポーツへの関心を高め、広い意味での健康増進へとつながる
- ・夢と希望与える日本選手の活躍
- ・刻々と近づく高齢社会。何よりも求められているのは、健康的で明るく活力ある生活を送ること
- ・ヒーローの影響を受けた子どもたちが、生涯にわたってスポーツに親しむことで、明るく豊かで活力ある社会の形成に係わってくる
- ・ニッポン復活のシナリオが完成
- ・五輪参加国の多くが国を挙げての選手強化に取り組んでいる。選手の能力と指導者の情熱だけに頼る強化には限界がある

- ・スポーツは健康を増進させるだけではなく、世界の人々との相互理解をいっそう深める
- ・年間医療費が三十兆円を超える健康問題など国民生活の中でスポーツの果たす役割は年々、大きくなっている

・[平成18年 5月 9日]競技スポーツ強化委員会

- ・メダル獲得増は「施設・資金面の充実大きい」とJOC竹田会長
- ・アテネ五輪について「選手の努力はもちろんだが、国立スポーツ科学センターの設立、文部科学省の『日本復活プロジェクト予算』が効果をもたらした」と、施設・資金面の充実を指摘
- ・2016年夏季五輪については「日本開催が実現するかは国の財政面のサポートがあるかどうかが重要な選考基準になる」との認識を示した

<民主党>

- ・スポーツ政策 (INDEX2005)
- ・民主党は、従来のスポーツ行政を抜本的に見直し、地域の自主的・主体的取組みを基本としたスポーツ政策を確立します。
- ・地域密着型クラブスポーツの振興、高齢者スポーツの振興、障がい者スポーツの振興、スポーツ医学振興政策、学校施設の開放と複合利用の推進、校庭の芝生化、国際交流の推進

<公明党>

- ・(10)スポーツの振興(07.6.14 マニフェスト)
- ・地域の誰もが、いつでも気軽に利用できる「総合型地域スポーツクラブ」の設置を強力に推進し、5年間で全市町村に、10年間で全中学校区域(約1万カ所)の設置をめざします
- ・生涯スポーツ社会の構築や国際競技力の向上、スポーツ観戦の推進など、総合的なスポーツ振興政策の充実をめざし「スポーツ庁」(仮称)の設置を提案します

<日本共産党>

- ・264億円の膨大な借金をかかえたサッカーくじや自民党も憂慮する180億円程度のスポーツ予算では、選手強化費はもちろん、生涯スポーツを推進する施設や指導者の養成もままなりません。80年代初頭には社会体育施設整備費補助だけで118億円ありましたが、いまは項目もありません

・「スポーツ選手・愛好者と一緒になって、国会内外でスポーツ振興のための予算の大幅増額を求めていきたいと考えています」(共産党 HP より)

[今回の議論の大枠]

- ・新しい法律を作る
- ・つまり改訂ではなく、制定である
- ・スポーツ振興法なのか、スポーツ基本法もしくはスポーツ法か
- ・(理念法か実践法)を明確にする必要がある
- ・スポーツ庁(省)は、文部科学省内に設置か、内閣府の中に置くのか
- ・学校体育の位置付けについて
- ・厚生労働省との関係
- ・(医療費、パラリンピック、健康スポーツ、運動、指導者資格等の問題)
- ・経済産業省との関係
- ・(産業としてのスポーツ)
- ・統括組織の問題
- ・(オーストラリアのASC等を参考に)
- ・その他、地域の活性化など

[時間設計]

- ・2008年
- ・10月末か12月初旬の臨時国会にて新スポーツ法の制定を行いたい
- ・2009年
- ・通常国会で「スポーツ立国宣言」を行い、2009年の骨太の方針にスポーツ庁(省)の設置のための概算要求を盛り込みたい

- ・2010年
- ・スポーツ庁(省)を設置できれば  
[大きなきっかけ]
- ・教育再生会議の第三次報告 07.12.25
- ・安倍内閣設置機関(内閣府)
- ・【検討を開始すべき事項】
- ・(5)国のスポーツ振興策の在り方(スポーツ庁の創設など) = 国
- ・臨時行政調査会(臨調審)87/04
- ・教育改革に関する第三次答申
- ・衆議院文教委員会 82/02  
[具体的なきっかけ]
- ・東京都の五輪招致
- ・ラグビーW杯招致の失敗      ニュージーランドに敗れる      政府の支援が足りない = 「経済的保証」  
[もう一つのきっかけ]
- ・公益法人制度改革      平成20年12月1日から5年間で移行
- ・公益社団法人・公益財団法人
- ・公益認定等委員会等による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、公益認定の取消がある
- ・一般社団法人・一般財団法人
- ・原則として自主的な運営が可能。ただし、公益目的支出計画実施中は、毎年、行政庁に実施報告をする必要がある。計画が終了すれば、報告も不要  
[改めて「スポーツ立国」ニッポン]  
財務省にスポーツ関連の予算要求をする論理がない  
国家戦略としてのスポーツ
- ・オリンピックやパラリンピックでの勝利は、日本国民であることを強く自覚し、誇りに感じることが出来る機会
- ・日本人選手の活躍は、国際社会における我が国のプレゼンスを高める上でも大きな役割を果たす
- ・スポーツを国の元気を生み出す源泉と位置付け、国策として「スポーツ立国」ニッポンを実現する  
その結果
- ・オリンピックのメダル獲得数が国の経済力に比して他の諸国に大きく劣り、国内的にはスポーツ予算が極めて低い水準
- ・なぜか:
- ・国策としてスポーツの振興を図るという認識が十分ではなかった
- ・積極的・計画的・戦略的な取組 = 不十分  
オリンピックなどの国際大会
- ・国や都市を世界にアピール。スポーツの振興・普及、競技力向上に貢献。国に大きな活力をもたらす。経済的・社会的発展に大きな影響。健康増進・仲間作り  
[三つの戦略]
- ・戦略1:競技力の向上に国を挙げて取り組む
- ・戦略2:国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む
- ・戦略3:地域のスポーツ環境の整備を支援する  
[提言]
- ・スポーツ立国宣言      国会において、「スポーツ立国宣言」を決議
- ・「新スポーツ法」の制定      スポーツ振興法を抜本的に見直し、「新スポーツ法」を



・スポーツ省(庁)設置とスポーツ振興組織の整備      スポーツ関連行政を一元的に推進できる体制整備

・スポーツ予算の拡充

・スポーツへの投資を拡充。既存の税制見直しや新たな税制優遇措置を検討。多様な財源を確保し、スポーツ助成を充実

[現状の分析と期待]

提案原型とこれから

・直截的な表現の「スポーツ立国」ニッポン

・『「スポーツ立国」というコンセプトは韓国の朴政権が 80 年にソウル五輪取りに掲げた政治スローガン(佐伯年詩雄先生)

・スポーツの「効能書き」に近い 子ども達がスポーツに自分の夢を託すだろうか

[プロ化の時代]

・プロとは何か

・「職業としてそれを行う人」

・「自分の持てるものを、打ち込むものに捧げる人」趣味・道楽・放蕩・オタク

・時間を捧げる、心身を捧げる、お金を捧げる

・「自分の取り組むスポーツのことを考えて、24 時間、365 日を費やし、そこに全てを投入する気構えと行動」

プロ化の影響

・失われかねないもの

・捧げてきたもの

・時間・心身・お金

・時間 = プロの行動を止めた後の生活の準備

・心身 = けが、後遺症

・お金 = 経済的困窮、負債

・捧げたものを、誰がどれだけ回復できるか

[国がすべきこと]

・打ち込んだ本人自身で取り返せないもの

・時間

・「時間が失われた」と感じさせない、人生設計

・セカンドキャリアも考えて

・スポーツと教育をどう併存させるか

・学校との連携

併存期間内の柔軟な運用

サポートスタッフの充実

・支える組織との連携が必要なもの

・日常生活に支障のない心身状態の保証

健全で十分な医療システム

・身体作りと回復のサポート

・スケールが大きすぎて、カバーできないもの

・競技施設の建設

・法規の柔軟な運用

・世界大会に適用する税制、ビザ

・スポーツのために、人権に制限を加える

・マラソンの交通規制

スポーツの魅力

・法人化される前から、自らの中に「法」を備えている

・ルール レギュレーション

・スポーツの構成メンバーが、自らを律するコードを持っている

・スポーツの自治を何処まで保証するか

[フランスの悩み] ミシェル・ゴダール氏 (INSEP)

・「2012年のパリ五輪がなくなったことは、フランススポーツ界の大惨事だ。パリが開催権を勝ち取って  
いれば、予算を大幅に削減されることはなかっただろう」

・何が起るか。少数派のスポーツはなおさらプロ化できなくなる。北京五輪の後、新たな政策が提案されることになる。政府はスポーツのために何ができるのか。予算の削減は、公務員を減らし、助成金を減らすということである。政府は「自らスポンサーを見つけなさい」と言い始めるだろう。サッカーやバスケットは問題ないが、フェンシングのような小規模の競技については難しい。

国の責任

・一元対応への道

・様々なスポーツの実施(文部科学省) 生活習慣病など疾病予防運動(厚生労働省)

・スポーツ産業(経済産業省) スポーツ施設の拡充(国土交通省)

・ラジオ体操(総務省) 馬の育成(農林水産省)

あるべき体制とは

・日本の特性を考える

・人口・年齢と成長・居住の偏在・高齢化、国民性、教育制度、生活習慣、価値観、メディア状況  
アドバイザリーボードへ

・加わっていない競技がある

ー野球界 スポーツ立国調査会のヒアリングにも、球界関係者が呼ばれていない

ー早急に検討を

###



## Abstract

本シンポジウムでは、日本のスポーツ政策の課題を考察する一助として、イギリス (必要に応じイングランド) のスポーツ政策展開を分析する。イギリスにおいてスポーツが中央政府の「パブリック・ポリシー (public policy)」として位置づけられていく過程を、次の3点をターニングポイントとして整理をしたい。

- 1) 中央政府がスポーツをパブリック・ポリシーとして認識し意思表示をした、1972年 Great Britain Sports Council 創設以降のイギリス/イングランドにおけるスポーツ政策の展開
- 2) 1990年代半ば以降中央政府の財政保証が明確となり、スポーツの専門機関創設の観点から考察
- 3) 2005年7月にロンドン・オリンピック・パラリンピック開催決定後、広域の国家政策目標としてスポーツが中心政策領域として確認されていく過程

ここでは、エリートスポーツ、もしくはハイパフォーマンス・スポーツの発展に着目しつつ、中心となる政治的/政策的ドキュメントやイベント、スポーツ組織の文化の変革、財政的アカウントビリティなど、スポーツを政策中心課題とすることで要求されてきた側面についても触れる。

スポーツが政治、経済、社会的観点から国家的戦略とされると共に、国として財政的な保証がされていったイギリスの政策転換の過程は、日本が抱える今日的課題 (スポーツ法制定、スポーツ庁/省創設等)、政策目標の方向性を定める上で、参考になると考えられる。

COS&R

イギリス/イングランドにおけるスポーツ政策の展開:  
政策中心課題としてのスポーツ

Overview of the Development of Sport Policy in the  
UK/England: Sport as the high-profile policy instrument

山本 真由美  
Mayumi Ya-Ya Yamamoto  
Loughborough University

London Olympic  
Games  
2012

Loughborough University

**Sport as the established feature in the machinery of government**

- Sport – clearly identifiable governmental responsibility in at least 26 members of Council of Europe > 39 members
  - 10 – national level agencies
  - 20 – identified sport as a significant responsibility of a sub-national tier of government

COS&R

**UK Athletes Achievement in Beijing Olympic Games**

- Finished 4<sup>th</sup> at this summer's Games
  - 19 Gold medals
  - 13 Silver medals
  - 15 Bronze medals
- Britain's most successful Olympics for 100 years

COS&R

**Presentation Overview**  
プレゼンテーション・アウトライン

- **How sport has assumed greater salience in government policy in the UK/England?**
  - Provide an overview of sport policy priorities in the UK/England
  - Illustrate the key beliefs and values in remaining legacy for the London 2012 Games

COS&R

**Recent situation described?**

"England currently has no recognisable system for supporting young people who aspire to sporting excellence..."

"Practice varies between NGBs, but there is little or no co-operation or co-ordination, at either a national or local level..."

(DCMS/Strategy Unit 2002)

COS&R

**Advocacy Coalition Framework (ACF):**  
「唱道連携フレームワーク」

- ACF offers a connection between ideas and coalition formation in policy subsystems
  - Comprised of two or four coalitions which compete for influence, though one may hold dominance
- **Belief systems** provide the source of cohesion within coalitions that disaggregated into three levels
  1. 'Deep core' beliefs – basic values
  2. 'Policy core' beliefs – basic normative commitments within the subsystem
  3. 'Secondary aspects' – more routine aspects of policy

COS&R

### Advocacy Coalition Framework (ACF): 「唱道連携フレームワーク」

- Conflict between coalitions – source of policy outputs/dynamics
  - Often mediated by a 'policy broker'
- Policy change may occur by a mid-long-term 'policy-oriented learning'
- Policy change may occur due to exogenous factors:
  - changes in socio-economic condition
  - technological change
  - changes in systemic governing coalition
  - changes in public opinion
  - changes in policy decisions in other subsystems



### Shift in government sport policy priorities: New Labour's commitment

- **Creation of Department for Culture, Media and Sport (DCMS) in 1997**
  - Single governmental central entity responsible for sport
  - Agreeing **Public Service Agreements (PSA)** + contributory, cross-departmental policy areas
- **A Sporting Future for All (2000)**, strategy for sport
  - Twin emphases of school (youth) sport and elite development
  - Policy values in:
    - Public policy language of **professionalism** and **modernisation**
    - Achieving welfare goals, i.e. social inclusion, widening accessing to all



### Shift in government sport policy priorities: 1970s-1980s

- No organizational and/or funding framework
- Initial indication of significant government involvement in sport
  - 1965 Advisory Sports Council established
  - 1972 Great Britain Sports Council – executive powers through a Royal Charter
  - 1975 white paper *Sport and Recreation*
    - Encouraging participation and improve the provision of new sports facilities for wider community
    - Government targeted grant towards specific groups in society – 'sport for the disadvantaged' or 'sport for inner city youth'
- 'Antipathy' of Thatcher Government in the 1980s



### Shift in government sport policy priorities: New Labour's commitment

- **Game Plan (2002)** – issued by Prime Minister's Strategy Unit, the highest policy document
  - Explicit instrumental relationship between sport, education and health policy
  - Government acknowledges to utilize sporting programmes and initiatives to realize an array of **social objectives** in a range of policy areas:
    - Social inclusion
    - Crime reduction
    - Urban regeneration / Community regeneration
    - Community cohesion
    - Raising school standards
    - Reducing obesity
    - International prestige, international profile of a nation
  - **A results-driven and evidence-based approach** to the achievement of strategic aims



### Shift in government sport policy priorities: 1990s

- John Major's 'romanticised view' on sport
- **Raising the status of sport within government**
  - Department of National Heritage (DNH) created in 1992
  - National Lottery established in 1994 – single most important factor in transforming the landscape for the development of elite sport
  - **Sport: Raising the Game (1995)**, comprehensive policy statement
    - A growing organizational, administrative and funding framework for elite-level support



### Shift in government sport policy priorities: New Labour's commitment

- **Most prominent sport policy commitments in the late 1990s – elite-focused**
  - Development of an elite sports institute network
    - UK Sports Institute (UKSI) – devolved nature, English Institute of Sport (EIS) in 2002
  - Separation of GB Sport Council
    - UK Sports Council (UK Sport) created in 1996
      - Lottery funding distributor from 1999
    - English Sport Council → Sport England
  - Establishment of a three-tier World Class Lottery Fund – **Performance, Potential, Start**
    - Requiring NGBs to produce planning documents for elicit funding
    - Requiring NGBs to modernize organisational and administrative activities
      - Requiring to have a talent identification and development strategy – 'performance pathways' by connecting school and clubs



### Shift in government sport policy priorities: Support of London 2012 Bid

- Political legitimacy for government to build on developments in social policy
- Emphasis on **promoting multi-culturalism and celebrating diversity through sport**



### Sustainable Legacy for Sport

- London 2012: the biggest opportunity to transform the UK as the sporting nation
  - 2008 – ‘the beginning of a golden decade of sport’
  - To create a **‘Playing to Win’ ethos**:
    - “Sport is ultimately about people, and people performing to the best of their ability... We should invest in sport for maximum sporting benefit.”
- (Andy Burnham, Secretary of State for Culture, Media and Sport)



### Post-award of London 2012 Games: Defining ‘legacy’

- **Legacy** – benefits brought by building and hosting the 2012 Games and also the wider sporting, cultural, community, environment and enterprise initiatives that will take place across the UK
- (Tessa Jowell, Olympic Minister)



### Sustainable Legacy for Sport: DCMS’ Public Service Agreement (2008-11)

- **PSA (PSA22 - Olympics and PE & School Sport)** and contributes to six other policy areas (for cross-departmental objectives)
- Aim is to:
- “Deliver a successful Olympic Games and Paralympic Games with a sustainable legacy and get more children and young people taking part in high quality PE and sport.”



### Post-award of London 2012 Games: Sustainable Legacy

1. To make the UK a world-leading sporting nation
2. To transform the heart of East London
3. To inspire whole young generation to get participated in local volunteering, cultural and physical activities
4. To make the Olympic Park a blueprint for sustainable living
5. To demonstrate the UK as inclusive and welcoming place: creative, diversity and sustainable city



### Sustainable Legacy for Sport: PSA22

- **Inspiring young people through sport**
  - offering 5-16 years-olds 5 hours high-quality sport a week and all 16-19 year-olds 3 hours a week by 2012
- **Getting people more active**
  - helping at least 2 million people in England to be more active by 2012
- **Elite achievement**
  - aiming for 4<sup>th</sup> in the Olympic medal table and at least 2<sup>nd</sup> in the Paralympic medal table in 2012



### Transforming A world-leading sporting nation – Elite Success

- A funding package of **£722 million** (April 2006 to March 2013) to UK Sport
  - **Extra- £200m of public money + £100m of private finance** (plus 100m per year of Lottery funding already allocated)
    - **£235.1m** for Beijing Cycle (all Olympic sports, except for football and tennis)
    - **£83.5m** for Athens Cycle (both 17 Olympic and 15 Paralympic sports)



THANK YOU



### Post-award of London 2012 Games: A world-leading sporting nation – Elite Success

- Investment in elite sport as **'No Compromise' Strategy**
  - 'ruthless approach to excellence' – concentrating investment in those sports and athletes most likely to deliver medals
- **"Mission 2012"**
  - To transform the culture of performance system – leadership and funding structure
  - To help sports to identify the issues and challenges for their performance ambitions
  - To find ways of dealing with them quickly and effectively
- **Connecting from Talent to Podium – streamlined responsibility + National Competition Framework + Gifted & Talented**



### Summary of shift in sport policy priorities in UK/England

- Sport is on the central policy objectives over past 10 yrs
  - Far more positive policy discourse around for sport development
- Realisation that development has to be **systematic and well-funded** – based on clear Public Service Agreement
- Change in organizational values/culture – deep core beliefs
- Led to deepening of political and policy support for elite sport development in relation to other sport policy concerns during the 1990s
- Pursuit of sporting excellence on the international stage is to seek for broader social goals associated with sport







## 「日本のスポーツ政策の課題と展望」

### ● 体育社会学の視点から

川西正志（鹿屋体育大学教授）

本発表では、戦後日本のスポーツ政策研究の動向と課題について体育社会学の視点で分析、俯瞰するとともに、現在のスポーツ政策課題としての『新スポーツ法』制定、『スポーツ庁』構想等の位置づけと意味づけについて社会的にアプローチし、今後の日本のスポーツ政策の課題と展望について検討する。

#### 1. 体育社会学研究の動向と政策研究

日本体育学会が創設されてから今日までの体育・スポーツ社会学分野での筆者らが行った研究成果分析（1999）において、その研究動向は、おおよそ次のようにまとめられる。まず、研究の量的側面では、1950年代から1960年代にかけての創設期では徐々に研究が蓄積されていき、1970年以降は、研究の量的増大がなされた発展期とみられ、そして、1980年代以降多領域にミクロな研究が量的にも増えてきた時代として要約することができよう。質的側面では、1950年代での地域社会研究など戦後の農村コミュニティや小都市における地域の体育・スポーツやレクリエーションの実態の記述的研究に興味注がれ、1960年代では、学校体育や運動部などのスポーツ集団研究がすすめられてきた。1970年代に入ってから、社会体育やスポーツの普及振興をテーマとし、スポーツ競技選手を始め地域でのクラブ、組織、指導者、スポーツ教室などの実態記述や社会的機能に関心注がれている。1980年代に入ってから、スポーツの地域への役割機能や、スポーツ行動論、スポーツ参与、社会化研究などの記述的研究や説明的研究に特徴づけられる。また、そこでは研究対象も子供から高齢者まで幅広く個人レベルのスポーツ行動に研究視点が徐々に変化してきた時代でもある。1990年代に入ってから、スポーツ行動、参与、スポーツイベント、さらに、生涯スポーツや中高年スポーツ、女性スポーツなど検証も社会心理学や社会経営学的な研究枠組みを応用しミクロな現象を対象とした特定領域の研究が多く出現してきた。

とりわけ日本のスポーツ政策研究に特化した研究は少ないものの、本分科会で取り上げたキーノートでの池田（1998）のスポーツ政策に関する国際比較研究を始め、2000年代に入ってから、シンポジウムの研究対象も国内の「スポーツ振興基本計画」や「健康日本21」などの政策内容に関連する総合型地域スポーツクラブ、高齢者の健康政策、子どもの運動参加、公共スポーツ環境問題へのアプローチなどが多くみられた。特に、今日的課題であるスポーツ振興法に関連する内容では、その中心的課題は振興法施行後から非常勤職員として位置づけられた体育指導委員の役割機能や適性、意識等に関する調査研究が社会体育振興や地域スポーツ振興の高まりとともに継続的に研究がなされ、そのスポーツ振興への肯定的成果評価とともに、活動内容の社会的・制度的矛盾が指摘されてきた。

#### 2. 「スポーツ立国ニッポン」国家戦略としてのトップスポーツ政策提言

平成18年11月「スポーツ振興に関する懇談会」の設置から、翌年8月には「スポーツ立国ニッポン」国家戦略としてのトップスポーツなる懇話会報告がなされた。その内容は第1部総論で「いま、なぜ国家戦略なのか」～5つの理由～として1. 国際社会における真の先進国「日

日本体育学会体育社会学専門分科会シンポジウム  
2008・9.11 早稲田大学

**「日本のスポーツ政策の課題と展望」  
シンポジウム  
—体育社会学の視点から—**

**川西正志(鹿屋体育大学)**

1. 体育社会学研究の動向と政策研究
2. 「スポーツ立国ニッポン」国家戦略としてのトップスポーツ政策提言
3. 新スポーツ振興法とスポーツ省構想の社会的課題と展望

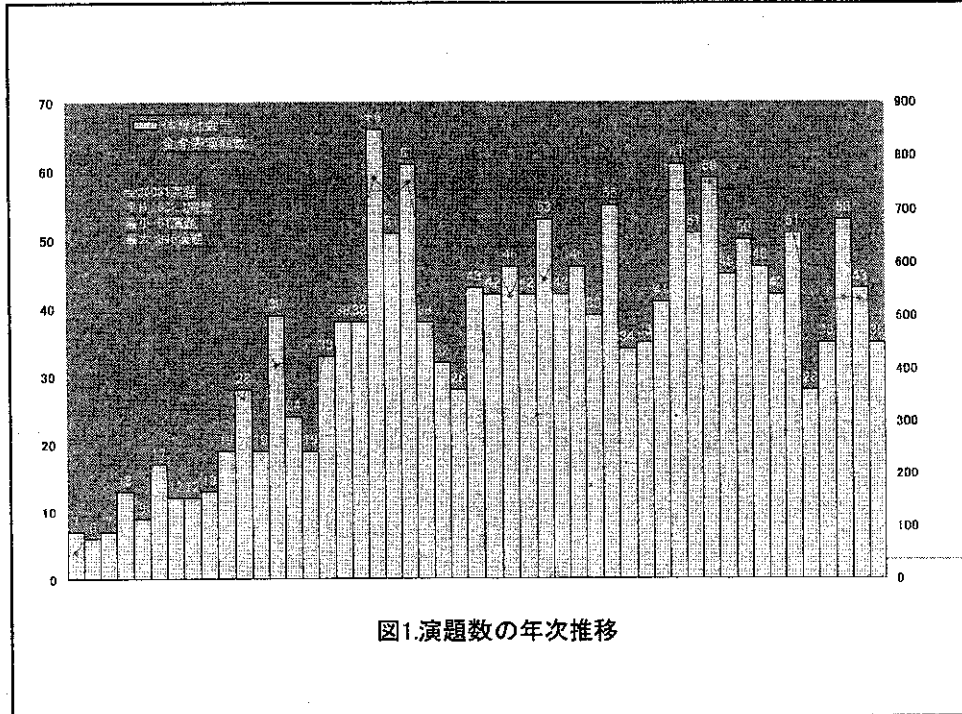


図1.演題数の年次推移

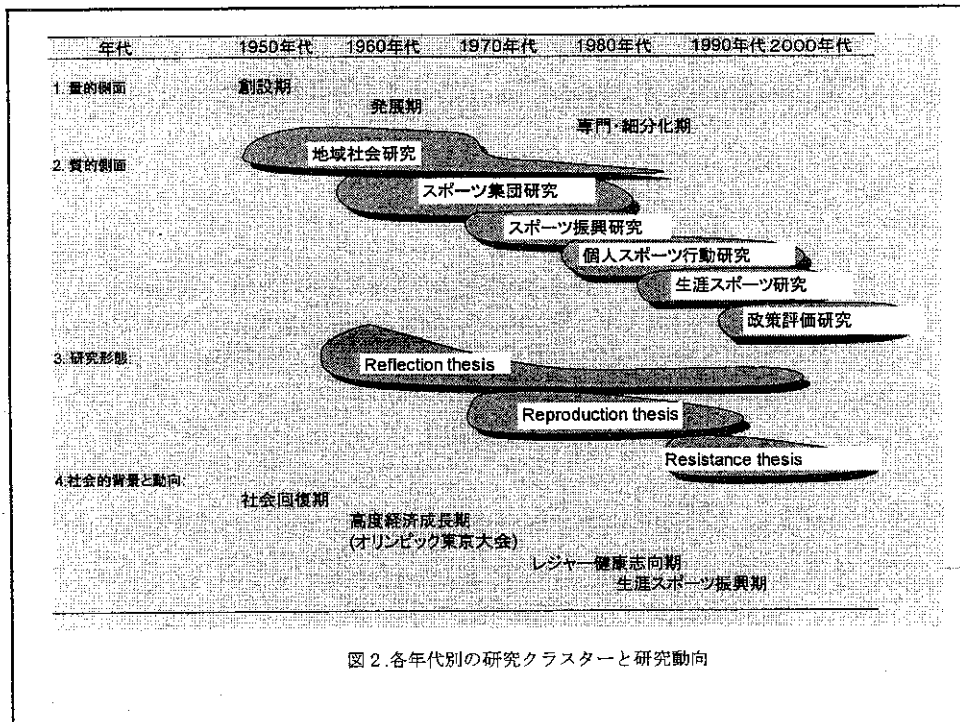


図2.各年代別の研究クラスターと研究動向

## スポーツ政策研究

- × スポーツ政策研究の国際的動向,池田勝 1998
- × 生涯スポーツの充実に向けて—豊かな老後を送るために—研究動向と海外のスポーツ政策  
山口泰雄,2000.
- × 体育・スポーツ社会学研究のニューパラダイムスポーツ—実践的研究の立場から:政策科学と経済学的アプローチ,間野義之,2000.
- × 日本における21世紀のスポーツ振興と課題
- × 分科会シンポジウム,2002.
- × 日本における健康・スポーツ政策の評価と課題
- × 分科会シンポジウム,2005.

## 主な日本のスポーツ振興関連政策

- × 「地方スポーツの振興について」文部事務次官通達 1957. 4
- × スポーツ振興法 1961. 6
- × 「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針」保健体育審議会答申  
× 1972.
- × 「コミュニティー生活の場における人間性の回復」国民生活審議会調査部会 1969. 9.
- × 「経済社会基本計画—活力ある福祉社会のために」経済企画庁,1973.2.
- × 「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及び振興のあり方」保健体育審議会答申,  
1997.
- × 「スポーツ振興基本計画」文部省,2000.9.
- × 「健康日本21」厚生省,2000. 3.
- × 「子どもの体力向上のための総合的な方策について」中央教育審議会答申2002,9.

# 「スポーツ立国」ニッポン 一国家戦略としてのトップスポーツ

スポーツ振興に関する懇話会 概要 2007.6.

## 総論「いま、なぜ国家戦略なのか」 ～5つの理由～

1. 国際社会における真の先進国「日本」の『国力』と『プレゼンス』を高めるために
2. 国際競技力大会を通じた国家の安全保障・国際平和への貢献のために
3. 国民の健全育成のために
4. 国内経済の活性化のために
5. 変わりゆく世界のトップスポーツ

## 施策論「国策として取り組むべき施策」とは ～提言～

1. 組織体制の整備
  - (1)スポーツ省(庁)の設置
  - (2)日本スポーツコミッション(仮称)の設立
  - (3)スポーツ情報戦略局(仮称)の設置
2. 新スポーツ振興法の制定
3. 財政基盤の確立

4. ドーピング防止活動の促進

5. ナショナルプログラムの展開

(1) ナショナルトレーニングセンター

活用と機能の充実

(2) 世界で戦うための情報戦略の確立

(3) 競技力向上のための高度な支援体制の確立

(4) 『タレント発掘・育成プログラム』の促進

(5) 総合型地域スポーツクラブ及び

広域スポーツセンターの機能充実

(6) 奨学金制度の整備

(7) 『キャリアサポートプログラム』の促進

(8) アスリート等在外派遣制度の整備

(9) スポーツ勲章制度等の整備

(10) トップアスリートの活用

(11) 国際競技大会および国際会議の誘致

## スポーツ政策の社会的評価

1. スポーツ政策評価システム(する、みる、ささえるスポーツ文化の形成)  
地域スポーツ振興政策の整備状況、ビジネスマーケット、指導者、ボランティア
2. 総合型地域スポーツクラブ  
社会的機能:コミュニティ形成機能、会員満足度、地域連携システム、組織成熟度  
etc.)
3. 子どもの運動参加と体力問題  
子どもの運動参加率、体力レベル、スポーツ環境、指導者
4. 高齢者の運動参加と健康問題  
ヘルスプロモーション、健康度指標、医療費、指導者
5. 競技力向上  
タレント発掘、タレント育成システム、指導者、一貫指導
6. スポーツ振興のキャンペーン  
キャンペーン方法、効果的なメディア活用
7. スポーツプロモーション  
財源支援、リーダーシップ、地方組織・スポーツ団体の再形成

## 新スポーツ振興法とスポーツ省構想の社会的課題と展望

- × スポーツ振興と文化形成(する、みる、支える、文化教育)
- × スポーツ振興と地域形成(コミュニティ再形成)
- × スポーツ振興と経済的効果  
(ビジネスマーケットの拡大と雇用促進)
- × スポーツ振興システム(国家・地方・学校・スポーツ団体レベル)
- × スポーツ指導者育成システム(体育系大学との連携、免許許認可システム確立と活用、国際的機関との連携)
- × トップスポーツ(タレント発掘、一貫育成)
- × 大衆スポーツ(クラブ育成と健康政策)
- × スポーツ振興財源
- × 国策としてのスポーツ政策の位置づけと国民のコンセンサス





# 「スポーツ立国」ニッポンを目指して

～国家戦略としてのスポーツ～

平成20年6月10日

自由民主党 政務調査会  
スポーツ立国調査会



## 報道発表資料

平成20年6月16日

### 「「スポーツ立国」ニッポンを目指して ～国家戦略としてのスポーツ～」について

自由民主党政務調査会スポーツ立国調査会においては、昨年10月に設置されて以来、20名の有識者から12回にわたってヒアリングを行い、国策として「スポーツ立国」ニッポンを実現するための戦略について幅広く審議を重ねてきました。

この度、これまでの審議の成果を、中間報告「「スポーツ立国」ニッポンを目指して～国家戦略としてのスポーツ～」としてとりまとめましたので、お知らせいたします。

(お問合せ先) 自由民主党 政務調査会  
文部科学部会

〒100-8910 東京都千代田区永田町1-11-23

TEL:03(3581)6211



## 「スポーツ立国」ニッポンを目指して ～国家戦略としてのスポーツ～

センターポールに日の丸を掲げるため、トップアスリートたちは長く厳しいトレーニングに耐え、それが達成された瞬間、全身から喜びを発信し、全国民は若き勝者の活躍に感動し、心からの賞賛と、これからの日本に希望を見いだす。オリンピックやパラリンピックでの勝利は、選手の力とそれを支え、応援する多くの人々の情熱が一つになった時に初めて可能となるものであり、今や、これほど日本国民であることを強く自覚し、誇りに感じるができる機会にはない。また、日本人選手の活躍は、国際社会における我が国のプレゼンスを高める上でも大きな役割を果たすことが期待されるものでもある。

世界中の視線が北京に集中するこの8月、我が国の代表団はいかなる成績を上げることができるのだろうか。自国の選手が国際競技大会で優れた成績を上げるために世界のスポーツ先進国が国を挙げたトップスポーツの育成・強化を進める中、我が国では国際競技力向上に本当に力を入れてきたのだろうか。残念ながら、選手や指導者といった個人、また一競技団体・一企業の努力や創意工夫に依存し、共通の理念と戦略に基づいた国としての取組はなかった。熾烈な国際競争の時代になった今、その場しのぎで個人任せの取組では、強い国づくりに大きく貢献する国際競技大会での成果は到底獲得できない。このままでは、21世紀における豊かで活力ある社会に不可欠なスポーツ振興は右肩下がりを続けることになってしまう。

子どもの体力も依然として低下傾向にあり、危機的な状況にある。さらには、子どもたちの問題行動の多発や社会に衝撃を与える重大事件も続いている。このような時こそ、スポーツを通じて、体力を向上させるだけでなく、克己心、連帯感や協調性、そしてルールを学ぶことを通じて規範意識やフェアプレイの精神を育むなど、豊かな人間形成を図ることが求められている。また、人びとが日常的にスポーツに親しむことのできる社会の実現は、社会全体の活力の維持のためにも強く求められている。

さらに、スポーツを通じた国際交流が世界の平和に大きく貢献していることも忘れてはならない。スポーツは世界共通の人類の文化の一つであり、言語、民族、宗教等の違いを超え、同一のルールの下で競い合うことで相互の理解と認識を深め、国際的な友好親善にも大きな役割を果たしている。

こうした状況を踏まえ、スポーツを国の元気を生み出す源泉と位置付け、国策として「スポーツ立国」ニッポンを実現することができるよう、緊急に必要な政策を実行していくため、我が国における国家戦略としてのスポーツの在り方を明確にし、以下の戦略を提言する。

## I 国家戦略としてのスポーツ

スポーツの振興は、トップレベル競技者の競技力を更に引き上げることと、国全体としてスポーツの裾野や基盤を広げることの2つに大別できる。いずれも国の戦略的な取組が必要であるが、前者には国の強力なイニシアティブが必要であり、後者には多様な取組に対する協力や支援といった方策が有効である。

これまで、我が国では国策としてスポーツの振興を図るという認識が十分ではなかった。このため、スポーツ振興に対する国としての積極的・計画的な取組が十分でなく、国際競技大会の誘致に何度か苦汁を味わい、本番に弱い日本人選手の姿を目の当たりにしてきた。また、競技種目を広く見渡して、競技人口の多寡にかかわらず世界に伍する国際競技力という観点から戦略的に取り組むという視点も十分ではなかった。その結果、国際的にはオリンピックにおけるメダル獲得数が国の経済力に比して他の諸国に大きく劣り、国内的にはスポーツ予算が極めて低い水準にとどまっている。

また、オリンピックなどの国際大会は、開催される国や都市を世界にアピールするのみならず、スポーツの振興・普及と競技力の向上にも資するものである。何より国に大きな活力をもたらすイベントであり、開催国の経済的・社会的発展に大きな影響を及ぼす。さらには、スポーツを通じて国家の安全保障や国際平和にも貢献するため、今や世界がこぞって招致活動に参加しており、国を挙げた積極的な取組が不可欠なものとなっている。

さらに、近年の子どもの体力低下は深刻な段階を迎えており、体力・知力・徳力のバランスのとれた日本人を育てるために国として何ら有効な対策を立てられていない状況にある。少子高齢化が今後一層進む日本社会において、スポーツは健康の増進や仲間づくり、活力ある社会の形成という観点からも大変重要である。人びとが生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることができるよう、早急な対応が不可欠である。

このため、まず競技力の向上に重点的に取り組み、スポーツの頂点を高めることによりスポーツの裾野を広げ、基盤を整備するとの視点に立ち、競技スポーツと生涯スポーツを相互に連携させ振興する必要がある。

以上の考え方に立ち、我が国における「スポーツ立国」ニッポンの早期実現に向けて、これまでの政策を大胆に洗い直し、新たに取り組むべき課題を強力に推進するため、次の3つの戦略を提案する。

**戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む**

**戦略2：国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む**

**戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する**

## II 各戦略の重要施策

### 戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む

#### 1. トップアスリートの競技力向上

##### ・選手強化活動への支援の充実

我が国のトップアスリートがトレーニングに専念することができるよう、選手強化活動に必要な合宿・遠征費、トレーニング機材の購入、栄養費などに充当できるスポーツ活動助成を充実させる。

##### ・マルチ・サポート・システムの強化・充実

メダル獲得が有望なトップアスリートに対し、技術面のみならず、精神面、栄養面、体力面等の総合的観点から競技力向上に取り組む「マルチ・サポート・システム」を強化・充実させる。

##### ・ナショナルコーチ制度の創設

オリンピック大会などでのメダル獲得に不可欠な優れた指導者を確保するため、コーチ活動に安心して専念できる安定した地位と処遇のナショナルコーチ制度を創設する。

##### ・在外派遣制度等の充実

選手の競技力向上や引退後のキャリア形成に資する在外派遣制度を拡充するとともに、海外の競技者・指導者の招聘や日本選手の海外遠征への支援等を充実させる。

##### ・セカンドキャリアの支援

選手の引退後の不安を解消し、安心してトレーニング活動に専念できるよう、アスリートのセカンドキャリアの形成を支援する。その際、引退後のキャリアを想定して現役時代から複線型の捉え方（ダブルキャリア）に立って準備するためのプログラムやシステムを構築するとともに、新たなキャリアづくりを目指した「学び直し」についても支援する。

##### ・トップアスリートの活用

トップアスリートが、競技生活を通して勝ち得た高い社会的評価や知名度等を活用し、スポーツ交流の分野はもとより、スポーツ以外の国際交流、教育、文化等の様々な分野において「大使（アンバサダー）」として活躍できるよう、積極的な取組を進める。

##### ・女性アスリートへの支援

女性アスリートが出産、育児等により競技生活を断念しなくてもすむよう、子育て支援などの各種支援策を充実させる。

##### ・障害者スポーツへの支援

パラリンピック選手など障害者のトップアスリートの競技力を向上させるために必要なトレーニング環境の整備等に努めるとともに、一般の障害者がスポーツに親しめる環境の整備にも努める。

##### ・プロスポーツの振興

プロスポーツの競技者の持つ高度な技術が競技力の向上に貢献するとともに、「みるスポーツ」を通じて国民のスポーツへの関心を高めるなど、国民経済にも大きく寄与していることに鑑み、プロスポーツの振興を図る。



## 2. 国立スポーツ施設の計画的な整備と機能強化

- ・ 国際競技大会が開催することができ、我が国のスポーツ競技者の「聖地」となるスポーツ施設を国が責任を持って計画的に整備する。
- ・ 当面は、ナショナルトレーニングセンターの更なる整備及び国立スポーツ科学センターの機能強化のほか、国立霞ヶ丘競技場など老朽化した既存施設の速やかな改修・改築、さらには、国際競技大会が開催できる種目別競技場の整備などについても検討する。

## 3. 国際的に信頼されるドーピング防止活動の促進

ドーピング検査件数を国際水準に引き上げるためJADAへの支援を充実するとともに、中立な第三者機関による競技会検査や競技会外検査を促進する。また、アジアのドーピング防止活動のリーダーとしてアジア地域の国々に対する技術指導や普及啓発のための研修を進める。

## 4. スポーツ顕彰制度等の検討

国がスポーツ分野において特に功績顕著な選手を適切に評価し顕彰するため、文化功労者や文化勲章の制度の在り方などについて検討するとともに、日本芸術院のようなスポーツ分野において功績顕著な選手の栄誉を称える仕組みについて研究・検討を進める。

### 戦略2：国際競技大会の招致に国として積極的に取り組む

#### 1. 国際競技大会の開催に対する支援

国際競技大会の招致を成功に導くため、国による財政面での保証など大会開催への支援を充実させる。

#### 2. スポーツ外交の強化

国際競技大会の招致決定に向けて、国を挙げてのプレゼンテーション、国際競技団体との良好な関係の構築、ODAなどの経済支援を活用した日常のロビー活動、スポーツ関係の国際会議等の開催など、スポーツ外交を積極的に展開する。また、スポーツ指導者の派遣など、スポーツを通じた顔の見える人的支援を充実させる。

#### 3. オリンピズムの促進

オリンピック競技大会の開催など、スポーツを通じて人間性を高め、国際親善を増進するオリンピズムの考え方を学校教育等の場を通じて普及する。

### 戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する

#### 1. 学校におけるスポーツ環境の充実

##### ・ 全国体力・運動能力等調査の実施・活用

全国的な子どもの体力や運動習慣等の状況を継続的に把握・分析し、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を充実させる。

##### ・ 体育専科教員等の計画的な配置の促進

指導内容が高度化する小学校高学年において体育科の指導方針が設計できる専科教員の小学校での配置を進める。また、生徒の個性が多様化する中学校・高等学校において主要競技種目に対応できるよう、専門の体育教員の採用・研修・配置を通じて適切に配慮する。また、少子化に伴い小規模化して

いる学校ではチームスポーツの指導が困難になっていることから、複数校による合同運動部活動等を促進するとともに、こうした合同チームの競技大会への参加を柔軟に認めるよう促す。さらに、体育の授業や運動部活動に優れた指導者を確保するため、外部のスポーツ人材の活用についても積極的に推進する。

・ **優れたスポーツ拠点プログラム（仮称）への支援**

我が国の競技力向上を図るため、高校や大学が展開する優れたスポーツ拠点プログラム（仮称）に対する支援を行う。

・ **武道の必修化に伴う条件整備の充実**

学習指導要領の改訂により中学校保健体育において武道が必修化されることに伴い、その全面実施に向けて緊急に指導者確保の取組や武道場、用具等の整備を充実させる。

2. **地域におけるスポーツ環境の充実**

・ **総合型地域スポーツクラブ等の育成や活動拠点の整備**

多様なスポーツ活動やレクリエーション活動等の場となる住民主体の総合型地域スポーツクラブを全ての市区町村に設置するとともに、広域スポーツセンターを全ての都道府県に設置するよう取り組む。また、その活動の場となるスポーツ施設の整備や、クラブの運営及び交流の拠点となるクラブハウスの整備を、民間活力も活用しつつ促進する。さらに、学校や企業の既存の施設の開放・活用を促す。その際、企業のスポーツ施設の保有負担を軽減できるよう税制上の配慮について検討する。

・ **体育指導委員の積極的活用**

全国5万人余の体育指導委員を積極的に活用し、地域住民のニーズを踏まえた地域における生涯スポーツの振興を図る。

・ **地域のスポーツ施設における有資格指導者の配置**

有資格者や体育系大学の卒業者等、質の高いスポーツ指導者を養成する取組を推進するとともに、こうしたスポーツ指導者を、民間のスポーツ施設を含め、地域のスポーツ施設に配置する取組を推進する。

・ **運動グラウンドの芝生化の整備推進**

総合型地域スポーツクラブを設置する全ての市区町村に、少なくとも一カ所は芝生化された運動グラウンドを整備する。特に、子どもたちが楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、校庭の芝生化を促進する。

3. **優れた才能を持つ人材を育成する取組の促進**

優れた才能を持つ小中学生のスポーツ人材を発掘し、ナショナルトレーニングセンターを活用した長期合宿等により、ジュニア時代から一貫したプログラムの下で育成する取組を促進する。

4. **民間のスポーツ活動への支援**

・ **企業スポーツの振興**

国内のトップレベルリーグの運営などの支援方策を充実させる。

・ **スポーツ産業の推進**

トップアスリートの競技力向上や活発なスポーツ活動にもつなげるスポーツ産業の発展を支援するため、スポーツ用品の開発・普及やスポーツマーケティング

イングなどの環境の整備に努める。

#### 5. 国民体育大会の改革と支援の充実

国内最大・最高の総合スポーツ大会である国民体育大会が、我が国の競技力の向上の一翼を担うとともに、地域スポーツの振興と「見る」「支える」といった新しいスポーツ文化の醸成に寄与するよう、国家的事業としての位置付けをより一層明確にし、国体改革の進展に合わせて国の支援を充実する。

### Ⅲ スポーツ予算の拡充と推進体制の充実強化

Ⅱの戦略及び各戦略の重要施策を実現するに当たっては、新たなスポーツ振興の理念と責任体制等を明らかにした上で、国民総意の下に取り組む必要がある。また、スポーツ予算を拡充させるとともに、推進体制を整備強化することが不可欠な基礎である。このため、スポーツ振興の基盤となる次の取組を推進する。

#### 1. スポーツ立国宣言

国策として党派を超えてスポーツ振興を推進していくため、国権の最高機関である国会において、「スポーツ立国宣言」を決議する。

#### 2. 「新スポーツ法」の制定

現行のスポーツ振興法は、昭和36年に制定されてから50年近くの年月が経ち、社会状況、国民のスポーツに対するニーズ、世界の国際競技力の状況などが大きく変わってきており、必ずしも現状に即した規定となっていない。また、スポーツ振興に関する国の責務を定める規定もない。このため、現行のスポーツ振興法を抜本的に見直し、「新スポーツ法」を制定する。

#### 3. スポーツ省（庁）の設置とスポーツ振興組織の整備

国家戦略としてのスポーツ振興政策を展開するため、スポーツ関連行政を一元的に推進できる体制を整備する。このため、今後、「スポーツ省（庁）」の設置に取り組むとともに、スポーツ振興体制の整備と関係組織の拡充・強化を図る。

#### 4. スポーツ予算の拡充

スポーツと文化は社会の発展を支える大きな基盤であり、その充実・強化は喫緊の課題である。我が国の文化予算は約1,000億円であり、国際的な水準からみて未だ十分とはいえないが、スポーツ予算はその5分の1にも満たない。また、芸術文化振興基金は約650億円の規模であるにもかかわらず、スポーツ振興基金はその2分の1にも満たないなど、スポーツに対する投資は十分とはいえない。

国策としてスポーツを振興する第一の条件はスポーツ予算の拡充である。真のスポーツ立国を実現するためにも、スポーツ予算が文化予算と同水準の規模になることを目指し、スポーツへの投資を拡充させる。また、スポーツ振興に関わる既存の税制の見直しや新たな税制上の優遇措置などについても、幅広い観点から検討する。

さらに、スポーツを楽しみながら多くの人々の力でスポーツの未来を支えるため導入されたスポーツ振興くじ事業が、現在、回復基調にある。このスポーツ振興くじ事業やスポーツ振興基金を活用するなど、多様な財源を確保しつつ、スポーツ助成の充実に努める。

## スポーツ立国調査会・役員

会 長	麻生 太郎			
会長代理	小坂 憲次	鈴木 恒夫		
最高顧問	森 喜朗			
顧 問	愛知 和男 大島 理森 斉藤斗志二 船田 元 中曾根弘文	石原 伸晃 川崎 二郎 笹川 堯 保利 耕輔	白井日出夫 河村 建夫 島村 宜伸 森山 眞弓	衛藤征士郎 小杉 隆 中山 成彬
副 会 長	逢沢 一郎 小島 敏男 原田 義昭 橋本 聖子	今井 宏 塩谷 立 松野 博一 吉村剛太郎	今津 寛 菽生田光一	小野 晋也 馳 浩
事務局長	遠藤 利明			
事務局次長	松本 純			
幹 事	小淵 優子 橋本 岳 有村 治子	亀岡 偉民 神取 忍	北川 知克 水落 敏栄	木原 誠二

(平成20年3月13日)

## 審議経過

- 第1回（平成19年10月30日（火））
  - ・ 今後の進め方について
  - ・ 「スポーツ振興に関する懇談会」報告書等について
- 第2回（平成19年11月13日（火））
  - ・ （財）日本オリンピック委員会からのヒアリング  
竹田恆和（（財）日本オリンピック委員会会長）
- 第3回（平成19年11月27日（火））
  - ・ （財）日本体育協会からのヒアリング  
森 喜朗（（財）日本体育協会会長）
  - ・ 我が国のスポーツ振興に関する緊急決議（案）について
- 第4回（平成19年12月11日（火））
  - ・ トップアスリートからのヒアリング  
谷 亮子（女子柔道、シドニー・アテネ五輪金メダリスト）  
室伏広治（男子ハンマー投げ、アテネ五輪金メダリスト）
- 第5回（平成20年1月29日（火））
  - ・ 国策としてのスポーツ振興についてのヒアリング  
二宮清純（評論家・スポーツジャーナリスト）  
杉山 茂（スポーツプロデューサー）
- 第6回（平成20年2月12日（火））
  - ・ 学校体育関係者からのヒアリング  
高橋健夫（日本体育大学大学院教授、筑波大学名誉教授）
  - ・ 地域スポーツ関係者からのヒアリング  
中平稔人（福岡県立スポーツ科学情報センタースポーツ振興課長）
- 第7回（平成20年2月27日（火））
  - ・ トップアスリート指導者からのヒアリング  
上村春樹（（財）全日本柔道連盟専務理事）  
金子正子（（財）日本水泳連盟シンクロ委員会委員長）
- 第8回（平成20年3月11日（火））
  - ・ スポーツ組織の経営についてのヒアリング  
大坪正則（帝京大学教授）
  - ・ アンチドーピングについてのヒアリング  
河野一郎（筑波大学教授、日本アンチドーピング機構理事長）

○ 第9回 (平成20年3月25日 (火))

- ・ パラリンピック関係者からのヒアリング  
河合純一 (パラリンピック水泳メダリスト、中学校教諭)  
中森邦男 ((財)日本障害者スポーツ協会  
日本パラリンピック委員会事務局長)

○ 第10回 (平成20年4月8日 (火))

- ・ 企業関係者からのヒアリング  
井口武雄 (三井住友海上火災保険 (株) 常任顧問)
- ・ トップレベル競技者のセカンドキャリアについてのヒアリング  
井原正巳 (サッカー指導者、元サッカー日本代表選手)

○ 第11回 (平成20年4月22日 (火))

- ・ スポーツ産業関係者からのヒアリング  
上治丈太郎 (ミズノ (株) 専務取締役)  
鶴田友晴 ((株) 電通上席常務執行役員)

○ 第12回 (平成20年5月13日 (火))

- ・ オリンピック競技大会の誘致についてのヒアリング  
石原慎太郎 (東京都知事)

○ 第13回 (平成20年5月20日 (火))

- ・ 企業関係者からのヒアリング  
張富士夫 (トヨタ自動車株式会社社長)

○ 第14回 (平成20年5月27日 (火))

- ・ (財)日本水泳連盟からのヒアリング  
佐野和夫 ((財)日本水泳連盟副会長・専務理事)
- ・ 中間報告案について

○ 第15回 (平成20年6月3日 (火))

- ・ 中間報告案について

○ 第16回 (平成20年6月10日 (火))

- ・ 中間報告案について



「日本のスポーツ政策の課題と展望」—新スポーツ法の制定をめぐる—

立教大学 松尾哲矢

■スポーツ振興法改正にむけた動きについて

- 自民党はスポーツ振興を国家戦略として位置づけ、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を抜本的に改正する方針を固めた。
- 国家戦略として位置づける理由として、スポーツ振興がもたらす様々な波及効果を期待している。
  - ・国民の健康と体力を保持、増進させ、医療費の削減にも寄与する。
  - ・国際競技大会での日本人の活躍が、国際社会における先進国としての国力を明示することができる。
  - ・日本人トップアスリートが活躍することで「挑戦する精神」「諦めない心」を示し、日本人としてのあるべき姿を国民に伝えることができる。
  - ・国際競技大会の開催やスポーツ交流を通じ、国家間の摩擦を軽減する重要な役割を果たす。
  - ・経済効果の拡大とスポーツビジネス自体についても様々な取り組みが促進される。
- 一昨年、自民党内に「競技スポーツ強化委員会」が設置されたが、格上げされ、最高顧問に森喜朗、会長に麻生太郎が就任し、新たに「スポーツ立国調査会」が設けられた。
- 他党でも同様のスポーツ政策に関するワーキングチームが立ち上がっている。
- 超党派のスポーツ議員連盟にて「新スポーツ振興法（仮称）制定プロジェクトチーム」を設置。
- 教育再生会議の最終答申の中でも、知育と体育の向上充実を目指し、国のスポーツ振興策のあり方（スポーツ庁の創設など）を検討開始すべき事項として盛り込まれている。
- 新法案には、スポーツ振興を「国の責務」と明記する。
- 2016年夏季五輪の東京承知に弾みをつける狙いもあり。
- 2016年五輪開催地は2009年に決定するため、今年6月までに改正案をまとめ、議員立法にて野党と共同提案で秋の臨時国会での成立を目指す。

(参考「荻原健司議員通信」より)



「日本のスポーツ政策の課題と展望」

立教大学 松尾哲矢

(参考「荻原健司議員通信」より)

【自民党スポーツ立国調査会】		スポーツ議員連盟 【新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム】	
2007年10月30日(火) 12:00	調査会の設置 遠藤利明議員、河野一郎氏 スポーツ振興のための現状と課題 文部科学省スポーツ青少年局長		
11月13日(火)12:00	スポーツ団体よりヒアリング 竹田恒和(JOC会長)		
11月27日(火)12:00	スポーツ団体よりヒアリング 森喜朗(日本体育協会会長)		
12月11日(火)12:00	トップアスリートよりヒアリング 室伏広治 谷亮子		
		2007年12月20日(木) 11:00	現行法の説明
2008年1月29日(火)12:00	国策としてのスポーツ振興について 杉山茂 二宮清純	2008年1月29日(火)12:00	現行法の構成・内容の説明 他の基本法等の説明
		2月5日(火) 17:00	これまでの主な意見と論点 質問事項への回答
2月12日(火) 12:00	学校体育関係者、地域スポーツ関係者よりヒアリング 高橋建夫 中平稔人		
		2月19日(火) 17:00	有識者ヒアリング 佐伯年詩雄
2月27日(火) 12:00	トップアスリート指導者よりヒアリング 上村春樹 金子正子		
		3月4日(火) 17:00	有識者ヒアリング 福田富昭(JOC選手強化本部長)
3月11日(火) 12:00	スポーツ組織の経営について、アンチドーピングについて 大坪正則 河野一郎		
		3月18日(火) 17:00	スポーツ振興基本計画の説明
3月25日(火) 12:00	パラリンピック関係者よりヒアリング 河合純一 中森邦男		
		4月3日(木) 16:30-17:45-	スポーツ振興基本計画についてのディスカッション ●第1回アドバイザーボード開催
4月8日(火) 12:00	セカンドキャリアについて、企業関係者よりヒアリング 井原正巳 井口武雄		
		4月17日(木) 16:30	新スポーツ振興法の構成及び内容について スポーツ振興法の制定経緯等の説明 自由討議
4月22日(火) 12:00	スポーツ産業界よりヒアリング 上治丈太郎 鶴田友晴		
5月13日(火) 12:00	国際競技大会の誘致について 石原慎太郎		
		5月15日(木) 16:30	スポーツ振興基本計画について
5月20日(火) 12:00	企業関係者よりヒアリング 張富士夫		
		5月22日(木) 17:00	アドバイザーボード会合開催
5月27日(火) 12:00	報告書案について		
		6月5日(木)	
6月10日(火) 12:00	報告書案について		

「国家戦略としてのスポーツ」と「スポーツ振興法」の比較

I 国家戦略としてのスポーツ

- 戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む  
戦略2：国際競技大会の誘致に国として積極的に取り組む  
戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する

II 各戦略の重要施策

- 戦略1：競技力の向上に国を挙げて取り組む
1. トップアスリートの競技力向上
    - ・選手強化活動への支援の充実
    - ・マルチ・サポート・システムの強化・充実
    - ・ナショナルコーチ制度の創設
    - ・在外派遣制度等の充実
    - ・セカンドキャリアの支援
    - ・トップアスリートの活用
    - ・女性アスリートへの支援
    - ・障害者スポーツへの支援
    - ・プロスポーツの振興
  2. 国立スポーツ施設の計画的な整備と機能強化
  3. 国際的に信頼されるドーピング防止活動の促進
  4. スポーツ顕彰制度等の検討
- 戦略2：国際競技大会の誘致に国として積極的に取り組む
1. 国際競技大会の開催に対する支援
  2. スポーツ外交の強化
  3. オリンピズムの促進
- 戦略3：地域のスポーツ環境の整備を支援する
1. 学校におけるスポーツ環境の充実
    - ・全国体力・運動能力等調査の実施・活用
    - ・体育専科教員等の計画的な配置の促進
    - ・優れたスポーツ拠点プログラム（仮称）への支援
    - ・武道の必修化に伴う条件整備の充実
  2. 地域におけるスポーツ環境の充実
    - ・総合型地域スポーツクラブ等の育成や活動拠点の整備
    - ・体育指導委員の積極的活用
    - ・地域のスポーツ施設における有資格指導者の配置
    - ・運動グラウンドの芝生化の整備推進
  3. 優れた才能を持つ人材を育成する取組の促進
  4. 民間のスポーツ活動への支援
    - ・企業スポーツの振興
    - ・スポーツ産業の推進
  5. 国民体育大会の改革と支援の充実

III スポーツ予算の拡充と推進体制の充実強化

1. スポーツ立国宣言
2. 「新スポーツ法」の制定
3. スポーツ省（庁）の設置とスポーツ振興組織の整備
4. スポーツ予算の拡充

スポーツ振興法

第一章 総則

- (目的)  
(定義)  
(計画の策定)

第二章 スポーツの振興のための措置

- (体育の日の行事)  
(国民体育大会)  
(スポーツ行事の実施及び奨励)  
(青少年スポーツの振興)  
(職場スポーツの奨励)  
(野外活動の普及奨励)  
(指導者の充実)  
(施設の整備)  
(学校施設の利用)  
(スポーツの水準の向上のための措置)  
(顕彰)  
(プロスポーツの選手の競技技術の活用)  
(科学的研究の促進)

第三章 スポーツ振興審議会等及び体育指導委員

- (スポーツ振興審議会等)  
(体育指導委員)

第四章 国の補助等

- (国の補助)  
(他の法律との関係)  
(審議会への諮問等)

スポーツ振興法

【目次】

第1章	総則	(第1条～第4条)
第2章	スポーツの振興のための措置	(第5条～第17条)
第3章	スポーツ振興審議会等及び体育指導委員	(第18条～第19条)
第4章	国の補助等	(第20条～第23条)

昭和36・6・16・法律141号  
改正昭和58 法律78号  
改正平成10・5・20・法律65号—  
改正平成11・7・16・法律87号—  
改正平成11・12・22・法律160号—  
改正平成14・2・8・法律1号—  
改正平成15・7・16・法律117号—  
改正平成17・3・31・法律23号—  
改正平成18・3・31・法律18号—  
改正平成18・6・2・法律50号(未)(施行=平20年12月1日)  
改正平成19・6・27・法律97号—(施行=平20年4月1日)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。
- 2 この法律の運用に当たっては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

(定義)

- 第2条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

(施策の方針)

- 第3条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。
- 2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。
- (計画の策定)

第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

《改正》平 11 法 160

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。第23条において同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

《改正》平 11 法 160

3 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、第1項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

《改正》平 19 法 097

4 都道府県及び第18条第2項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会(当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長)は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第3項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かなければならない。

《改正》平 11 法 087

《改正》平 19 法 097

5 第3項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

《追加》平 19 法 097

## 第2章 スポーツの振興のための措置

(体育の日の行事)

第5条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚するような行事を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。

(国民体育大会)

第6条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第7条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行なうものとする。

(青少年スポーツの振興)

第8条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。

(職場スポーツの奨励)

第9条 国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(野外活動の普及奨励)

第10条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動の普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導者の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

(学校施設の利用)

第13条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

《改正》平15法117

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む。)の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツの水準の向上のための措置)

第14条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。《追加》平 10 法 65

(顕彰)

第 15 条 国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

(スポーツ事故の防止)

第 16 条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(プロスポーツの選手の競技技術の活用)

第 16 条の2 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国におけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

《追加》平 10 法 65

(科学的研究の促進)

第 17 条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際の、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

### 第3章 スポーツ振興審議会等及び体育指導委員

《章名改正》平 11 法 087

(スポーツ振興審議会等)

第 18 条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

《改正》平 11 法 087

2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

《改正》平 11 法 087

3 前2項の審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ振興審議会等」という。)は、第4条第4項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会(当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。)の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

《改正》平 11 法 087

《改正》平 19 法 097

- 4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。

《改正》平 11 法 087

- 5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

《追加》平 19 法 097

- 6 第1項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

《改正》平 11 法 087

(体育指導委員)

- 第 19 条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

《改正》平 11 法 087

《改正》平 19 法 097

- 2 体育指導委員は、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

《改正》平 19 法 097

《1項削除》平 11 法 087

- 3 体育指導委員は、非常勤とする。

最初

#### 第4章 国の補助等

(国の補助)

- 第 20 条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

1. 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの
2. その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

《1項削除》平 18 法 018

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 11 条から第 13 条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(他の法律との関係)

第 21 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

《改正》平 18 法 018

(地方公共団体の補助)

第 22 条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。

(審議会への諮問等)

第 23 条 国又は地方公共団体が第 20 条第 3 項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第 4 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長がスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 13 条の規定による意見を聴くことを要しない。

《改正》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

《改正》平 18 法 018

《改正》平 19 法 097

附 則(略)

《12 項削除》平 18 法 018

(<http://www.houko.com/00/01/S36/141.HTM> より)



